

伊 勢 市 公 報

第 202 号
平成 26 年 4 月 7 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市総合計画審議会条例	5
○ 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	12
○ 伊勢市森林づくり基金条例	14
○ 伊勢市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例	17
○ 伊勢市立公民館条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	19
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	21
○ 伊勢市朝熊大型共同作業場条例を廃止する条例	23
○ 伊勢市農業集落排水処理施設条例及び伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する条例	25
○ 伊勢市消防長及び消防署長の資格を定める条例	29
○ 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例	31
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	33
○ 伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	35
○ 伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例	38
規 則	
○ 伊勢市農業集落排水処理施設条例施行規則及び伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則を廃止する規則	40
○ 伊勢市朝熊大型共同作業場条例施行規則を廃止する規則	44
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	46
○ 伊勢市契約規則の一部を改正する規則	48
訓 令	
○ 伊勢市農業集落排水事業使用料等不納欠損処分取扱規程を廃止する等の訓令	51
教育委員会訓令	
○ 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程	54
上下水道訓令	
○ 伊勢市下水道使用料等不納欠損処分取扱要領の一部を改正する訓令	56
上下水道規程	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程	58
告 示	
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	60
○ 違法放置物件の保管について	61
○ 平成 26 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	62
○ 平成 26 年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	63
○ 道路の供用開始について	64
○ 賓日館の指定管理者の指定について	66
○ 市道の路線の認定について	67

○ 道路の区域の決定について	69
○ 道路の供用開始について	71
○ 伊勢市人事行政の運営等の状況について	73
○ 平成 25 年度補正予算の要領について	88
○ 平成 25 年度補正予算の要領について	132
○ 平成 26 年度当初予算の要領について	138
上下水道告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	170
公 告	
○ 公売財産の最高価申込者の決定について	171
○ 農用地利用集積計画について	172
○ 犬の抑留について	173
○ パブリックコメントの実施について	174
○ パブリックコメントの実施結果について	178
○ 農用地利用集積計画について	179
岡本財産区条例	
○ 伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例	180
岡本財産区規則	
○ 伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則	182
公 表	
○ 平成 25 年度定期監査結果に対する措置状況について	184
○ 平成 25 年度定期監査結果の公表について	192

伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 2 号

伊勢市行政組織条例の一部を改正する条例

伊勢市行政組織条例（平成 18 年伊勢市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「 総務部
情報戦略局 」 を 「 総務部
危機管理部 情報戦略局 」 に改める。

第 3 条総務部の項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、第 13 号を第 12 号とする。

第 3 条総務部の項の次に次の 1 項を加える。

危機管理部

- (1) 防災及び防犯に関すること。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市総合計画審議会条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 3 号

伊勢市総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊勢市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、伊勢市総合計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、情報戦略局企画調整課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「50の項」を「51の項」に改める。

別表中50の項を51の項とし、49の項を50の項とし、48の項の次に次のように加える。

49 総合計画審議会	日額	6,000円
------------	----	--------

伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 4 号

伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「51の項」を「52の項」に改める。

別表中51の項を52の項とし、45の項から50の項までを 1 項ずつ繰り下げ、44の項の次に次のように加える。

45 指定病院等の不在者投票立会人	日額	10,700円
-------------------	----	---------

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 5 号

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例

伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までの間の地域手当に関する特例措置）

20 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、第 11 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 4」とあるのは、「0」とする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 6 号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成 17 年伊勢市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 10 の 2 の項中「 9 万 1,000 円」を「 9 万 2,000 円」に、「 82 万円」を「 83 万円」に、「 99 万円」を「 101 万円」に、「 110 万円」を「 112 万円」に、「 140 万円」を「 142 万円」に、「 164 万円」を「 166 万円」に、「 385 万円」を「 388 万円」に、「 509 万円」を「 510 万円」に、「 112 万円」を「 113 万円」に、「 133 万円」を「 134 万円」に、「 148 万円」を「 150 万円」に、「 212 万円」を「 214 万円」に、「 433 万円」を「 435 万円」に改め、同表 7 の項中「 95 万円」を「 99 万円」に、「 165 万円」を「 172 万円」に、「 318 万円」を「 332 万円」に、「 389 万円」を「 406 万円」に、「 445 万円」を「 465 万円」に改め、同表 9 の項中「 41 万円」を「 43 万円」に、「 92 万円」を「 96 万円」に、「 116 万円」を「 121 万円」に、「 283 万円」を「 295 万円」に、「 347 万円」を「 362 万円」に、「 400 万円」を「 417 万円」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市森林づくり基金条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第7号

伊勢市森林づくり基金条例

(設置)

第1条 災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、伊勢市森林づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、みえ森と緑の県民税市町交付金のうち、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の設置の目的のため必要と認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 8 号

伊勢市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

伊勢市社会教育委員設置条例(平成 17 年伊勢市条例第 183 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条中「伊勢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「教育委員会」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(委員の委嘱の基準)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから、伊勢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市立公民館条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をこ

こに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第9号

伊勢市立公民館条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

伊勢市立公民館条例等の一部を改正する条例（平成26年伊勢市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条のうち伊勢市生涯学習センター条例別表第3の1の表研修室1の項から研修室4の項までの改正規定中「510円」を「540円」に、「720円」を「750円」に、「1,740円」を「1,830円」に改め、同表ホールの項の改正規定中「1,020円」を「1,080円」に、「1,540円」を「1,620円」に、「3,600円」を「3,780円」に改める。

第8条のうち伊勢市生涯学習センター条例別表第3の2の表拡声装置の項及び映写機スライド実物反射投影機の項の改正規定中「560円」を「590円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 10 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる者」を「15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者」に改め、同項各号を削る。

第 4 条第 1 項ただし書中「中学生及び」を削る。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「その満たない額」の次に「（以下この条において「対象医療費」という。）」を加え、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 6 条中「以下」の次に「この条において」を加える。

第 8 条ただし書中「中学生及び」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

伊勢市朝熊大型共同作業場条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 11 号

伊勢市朝熊大型共同作業場条例を廃止する条例

伊勢市朝熊大型共同作業場条例（平成 17 年伊勢市条例第 104 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市農業集落排水処理施設条例及び伊勢市農業集落排水事業分担金徴

収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第12号

伊勢市農業集落排水処理施設条例及び伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 伊勢市農業集落排水処理施設条例（平成17年伊勢市条例第166号）
- (2) 伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年伊勢市条例第167号）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（伊勢市農業集落排水処理施設条例の廃止に伴う経過措置）

第2条 この条例の施行前にこの条例の規定による廃止前の伊勢市農業集落排水処理施設条例及びこれに基づく規則（以下「旧農集処理施設条例等」という。）の規定により市長がした処分、手続その他の行為は、伊勢市公共下水道条例（平成17年伊勢市条例第176号）及びこれに基づく管理規程（以下「公共下水道条例等」という。）の相当規定により管理者（同条例第2条第12号に規定する管理者をいう。以下この条において同じ。）がした処分、手続その他の行為とみなす。

2 この条例の施行の際現に旧農集処理施設条例等の規定により市長に対してされている申請、届出その他の行為は、この条例の施行後は、公共下水道条例等の相当規定により管理者に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に旧農集処理施設条例等の規定により市長に対し届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、この条例の施行の日前にその手続がされていないものについては、この条例の施行後は、これを、公共下水道条例等の相当規定により管理者に対し

て、届出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、公共下水道条例等の規定を適用する。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行前にこの条例の規定による廃止前の伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例(以下「旧農集分担金条例」という。)の規定により賦課された分担金については、旧農集分担金条例(第3条を除く。)の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧農集分担金条例第6条から第10条までの規定中「市長」とあるのは「下水道事業の管理者の権限を行う市長」とする。

(伊勢市特別会計条例の一部改正)

第4条 伊勢市特別会計条例(平成17年伊勢市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

(伊勢市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この条例の施行の際、前条の規定による改正前の伊勢市特別会計条例第1条第5号の規定により設置された農業集落排水事業特別会計に所属する権利義務は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第17条の規定により設置された下水道事業会計(以下「下水道事業会計」という。)に帰属するものとする。

- 2 前項の規定により下水道事業会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、下水道事業会計の歳入及び歳出とする。

(伊勢市行政組織条例の一部改正)

第6条 伊勢市行政組織条例(平成18年伊勢市条例第66号)の一部を次の

ように改正する。

第3条上下水道部の項第1号を次のように改める。

- (1) 水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業に関する事務のうち市長の権限に属する事務（他の部の所管に属するものを除く。）に関する事

伊勢市消防長及び消防署長の資格を定める条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 13 号

伊勢市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第 2 条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 伊勢市消防職員として消防事務に従事した者で、伊勢市の消防署長の職又は伊勢市消防本部の課長の職その他伊勢市消防本部におけるこれと同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。
- (2) 伊勢市の行政事務に従事した者で、伊勢市行政組織条例（平成 18 年伊勢市条例第 66 号）第 1 条に規定する部又は局の長の職その他伊勢市におけるこれと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第 3 条 消防署長の資格は、伊勢市消防吏員として消防事務に従事した者で、伊勢市消防本部における消防司令以上の階級に 1 年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 14 号

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成 17 年伊勢市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 4 第 4 項中「第 37 条第 7 号から第 7 号の 3 まで」を「第 37 条第 4 号から第 6 号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第15号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例(平成17年伊勢市条例第101号)の一部を次のように改正する。

第18条の10中「14万円」を「16万円」に改める。

第18条の15中「12万円」を「14万円」に改める。

第22条第1項第2号中「、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89第1項に掲げる額」を「24万5,000円」に改め、「(当該世帯主を除く。)」を削り、同項第3号中「、地方税法施行令第56条の89第4項に掲げる額」を「45万円」に改め、同条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 16 号

伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 210 号）の一部を次のように改正する。

別表団長の項中「189,000 円」を「239,000 円」に、「294,000 円」を「344,000 円」に、「409,000 円」を「459,000 円」に、「544,000 円」を「594,000 円」に、「729,000 円」を「779,000 円」に、「929,000 円」を「979,000 円」に改め、同表副団長の項中「179,000 円」を「229,000 円」に、「279,000 円」を「329,000 円」に、「379,000 円」を「429,000 円」に、「484,000 円」を「534,000 円」に、「659,000 円」を「709,000 円」に、「859,000 円」を「909,000 円」に改め、同表分団長の項中「169,000 円」を「219,000 円」に、「268,000 円」を「318,000 円」に、「363,000 円」を「413,000 円」に、「463,000 円」を「513,000 円」に、「609,000 円」を「659,000 円」に、「799,000 円」を「849,000 円」に改め、同表副分団長の項中「164,000 円」を「214,000 円」に、「253,000 円」を「303,000 円」に、「338,000 円」を「388,000 円」に、「428,000 円」を「478,000 円」に、「574,000 円」を「624,000 円」に、「759,000 円」を「809,000 円」に改め、同表部長及び班長の項中「154,000 円」を「204,000 円」に、「233,000 円」を「283,000 円」に、「308,000 円」を「358,000 円」に、「388,000 円」を「438,000 円」に、「514,000 円」を「564,000 円」に、「684,000 円」を「734,000 円」に改め、同表団員の項中「144,000 円」を「200,000 円」に、「214,000 円」を「264,000 円」に、「284,000 円」を「334,000 円」に、「359,000 円」を「409,000 円」に、「469,000 円」を「519,000 円」に、「639,000 円」を「689,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第17号

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢市議会委員会条例(平成17年伊勢市条例第212号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務政策委員会の項中「総務部」の次に「、危機管理部」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

伊勢市農業集落排水処理施設条例施行規則及び伊勢市農業集落排水事業

分担金徴収条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第10号

伊勢市農業集落排水処理施設条例施行規則及び伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 伊勢市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成17年伊勢市規則第144号）
- (2) 伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則（平成17年伊勢市規則第145号）

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、伊勢市農業集落排水処理施設条例及び伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する条例（平成26年伊勢市条例第12号）の施行の日（平成26年4月1日）から施行する。

（伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

第2条 この規則の施行前に伊勢市農業集落排水処理施設条例及び伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する条例の規定による廃止前の伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年伊勢市条例第167号）の規定により賦課された分担金については、この規則の規定による廃止前の伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則（以下「旧農集分担金条例施行規則」という。）は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧農集分担金条例施行規則の規定中「市長」とあるのは「下水道事業の管理者の権限を行う市長」とする。

（伊勢市事務分掌規則の一部改正）

第3条 伊勢市事務分掌規則（平成19年伊勢市規則第8号）の一部を次の

ように改正する。

第3条の表上下水道部の部料金課の項の次に次のように加える。

上水道課 給水係 建設係 維持係 水源係

第3条の表上下水道部の部下水道建設課の項中「雨水施設整備係」を「下水道第一係 下水道第二係 雨水施設整備係」に改める。

第6条の表産業観光部の部農林水産課の款耕地係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表上下水道部の部を次のように改める。

上下水道部

上下水道総務課

庶務係及び経理係

- (1) 水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業に関する事務のうち市長の権限に属する事務（他の部の所管に属するものを除く。）に関する事。

料金課

上下水道料金係

- (1) 水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業に関する事務のうち市長の権限に属する事務（他の部の所管に属するものを除く。）に関する事。

下水道負担金係

- (1) 下水道事業に関する事務のうち市長の権限に属する事務（他の部の所管に属するものを除く。）に関する事。

上水道課

給水係、建設係、維持係及び水源係

- (1) 水道事業及び簡易水道事業に関する事務のうち市長の権限に属する事務（他の部の所管に属するものを除く。）に関する事。

ること。

下水道建設課

下水道第一係、下水道第二係及び雨水施設整備係

- (1) 下水道事業に関する事務のうち市長の権限に属する事務
(他の部の所管に属するものを除く。)に関する事。

下水道施設管理課

施設維持係及び排水設備係

- (1) 下水道事業に関する事務のうち市長の権限に属する事務
(他の部の所管に属するものを除く。)に関する事。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第4条 伊勢市公印規則(平成17年伊勢市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中「農業集落排水事業分担金及び同使用料に係る通知書並びに農業集落排水事業に係る身分証明書」を「上下水道部の所管事務(市長の権限に属する事務に限る。)に係る諸収入金の納入通知書」に改め、同表出納員の項中「農業集落排水事業使用料・分担金の収納」を「上下水道部の所管事務(市長の権限に属する事務に限る。)に係る諸収入金の収納」に改め、「農業集落排水事業使用料・分担金その他」を削る。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第5条 伊勢市会計規則(平成17年伊勢市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表上下水道部の部料金課の項中「農業集落排水事業使用料・分担金その他」を削る。

伊勢市朝熊大型共同作業場条例施行規則を廃止する規則をここに公布す

る。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 11 号

伊勢市朝熊大型共同作業場条例施行規則を廃止する規則

伊勢市朝熊大型共同作業場条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 85 号)
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第12号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「当該」を削る。

第8条第2項中「提出し、市長がこれによることが適当と認めるときは、領収証明書又は一覧表の提出により」を「提出したとき（当該保険医療機関が、領収証明書又は一覧表を市長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会に対し提出した場合を含む。）は、」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第12条に見出しとして「（第三者の行為による被害）」を付する。

様式第8号の2を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第8条中第4項を削り、第5項を第4項とする改正規定及び様式第8号の2を削る改正規定は、平成26年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成26年9月1日以後に行われた診療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

伊勢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第13号

伊勢市契約規則の一部を改正する規則

伊勢市契約規則（平成17年伊勢市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とする。

第8条第1項中「入札書」を「入札（見積）書」に改める。

第18条第2項中「第7号」を「第5号」に改め、「掲げる事項を」の次に「入札期日の前日から起算して10日前までに」を加え、「入札通知書（様式第3号）で」を削り、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

第20条第1項中「見積書」を「入札（見積）書」に改める。

様式第2号中「105分の100」を「 分の100」に、

「
（あて先）伊勢市長

住所
入札（見積）者
氏名

「
（宛先）伊勢市長
を

住所（所在地）	
入札（見積）者	に改め、（注）2に
氏名（名称及び代表者氏名）	

次のただし書きを加える。

ただし、金額の訂正は認めない。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市農業集落排水事業使用料等不納欠損処分取扱規程を廃止する等の

訓令を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 2 号

伊勢市農業集落排水事業使用料等不納欠損処分取扱規程を廃止する等の訓令

(伊勢市農業集落排水事業使用料等不納欠損処分取扱規程の廃止)

第 1 条 伊勢市農業集落排水事業使用料等不納欠損処分取扱規程(平成25年伊勢市訓令第 5 号)は、廃止する。

(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第 2 条 伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 8 の表を削り、9 の表を 8 の表とし、10 の表を 9 の表とする。

(伊勢市市税等滞納処分執行停止取扱規程の一部改正)

第 3 条 伊勢市市税等滞納処分執行停止取扱規程(平成17年伊勢市訓令第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 農業集落排水事業分担金(伊勢市農業集落排水処理施設条例及び伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する条例(平成26年伊勢市条例第12号)附則第 3 条に規定する分担金をいう。)

第 2 条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第11号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(伊勢市市税等収納特別対策委員会設置規程の一部改正)

第 4 条 伊勢市市税等収納特別対策委員会設置規程(平成17年伊勢市訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 農業集落排水事業分担金(伊勢市農業集落排水処理施設条例及び伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する条例(平成26年

伊勢市条例第 号) 附則第 3 条に規定する分担金をいう。)

第 2 条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、
第 10 号を第 9 号とする。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 26 年 3 月 20 日

伊勢市教育委員会

委員長 八木 雅 文

伊勢市教育委員会訓令第2号

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程（平成20年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「衛生管理者又は衛生推進者」を「衛生推進者」に、「産業医等」を「健康管理医」に、「衛生に関して経験を有する者」を「安全及び衛生に関し、安全衛生管理者が指名した教職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

伊勢市下水道使用料等不納欠損処分取扱要領の一部を改正する訓令を次

のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業訓令第 1 号

伊勢市下水道使用料等不納欠損処分取扱要領の一部を改正する訓令
伊勢市下水道使用料等不納欠損処分取扱要領（平成17年伊勢市上下水道事業訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び下水道事業区域外流入協力金」を「、下水道事業区域外流入協力金及び農業集落排水事業分担金（伊勢市農業集落排水処理施設条例及び伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する条例（平成26年伊勢市条例第12号）附則第 3 条に規定する分担金をいう。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程を次のよう

に定める。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 3 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「、伊勢市農業集落排水処理施設条例、伊勢市農業集落排水処理施設条例施行規則」を削る。

様式第 3 号中「、伊勢市農業集落排水処理施設条例第 9 条第 1 項及び」を削る。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 20 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 26 年 3 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 26 年 3 月 25 日（火）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件
議案第 1 号 平成 26 年度伊勢市岡本町財産区予算
議案第 2 号 平成 25 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）
議案第 3 号 伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部改正について

伊勢市告示第 21 号

道路法第 44 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり違法放置物件を保管したので公示します。

平成 26 年 3 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

整 理 番 号	784・801
名 称 又 は 種 類	石灯籠
保管物件の形状	支柱
保管物件の数量	2 基
放置されていた場所	伊勢市岩淵 2 丁目地内 市道岡本吹上線路上
除 去 し た 日	平成 26 年 3 月 3 日
保管を始めた日	平成 26 年 3 月 3 日
保 管 の 場 所	伊勢市佐八町地内 伊勢市車庫水防倉庫
問 合 わ せ 先	伊勢市都市整備部維持課管理係 (電話 0596-21-5589)

伊勢市告示第 22 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、平成 26 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

平成 26 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

平成 26 年 4 月 1 日（火）から 4 月 30 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。

2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第 23 号

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 411 条第 1 項の規定により、平成 26 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

平成 26 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 24 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
溝口 10 号線	二見町溝口字中須垣外 286 番 1 地先 二見町溝口字中須垣外 265 番 1 地先	平成 26 年 3 月 28 日
松下 12 号線	二見町松下字中新田 1365 番 126 地先 二見町松下字奥新田 1366 番 87 地先	平成 26 年 3 月 28 日
伊勢玉城線	上地町字石名畑 502 番地先 上地町字石名畑 472 番 2 地先	平成 26 年 3 月 28 日
御菌 58 号線	御菌町上條字北中島 1571 番地先 御菌町上條字役屋敷 1598 番 3 地先	平成 26 年 3 月 28 日
小林 2 号線	御菌町小林字西川原 2339 番地先 御菌町小林字西川原 2339 番地先	平成 26 年 3 月 28 日
小林 10 号線	御菌町上條字役屋敷 1598 番 3 地先 御菌町上條字役屋敷 1599 番 1 地先	平成 26 年 3 月 28 日

相合 8 号線	小俣町相合 183 番 1 地先 小俣町相合 183 番 1 地先	平成 26 年 3 月 28 日
---------	--------------------------------------	------------------

伊勢市告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、
賓日館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定
管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条
第 2 項の規定により告示します。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	賓日館
位置	伊勢市二見町茶屋 566 番地 2
団体名	特定非営利活動法人 二見浦・賓日館の会
団体所在地	伊勢市二見町茶屋 230 番地 5
代表者	会長 奥野 雅則

2 指定の期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 26 号

市道の路線の認定について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
竹ヶ鼻 25-19 号 線	竹ヶ鼻町字潮満 342 番 1 地先		
	竹ヶ鼻町字潮満 353 番 2 地先		
竹ヶ鼻 25-20 号 線	竹ヶ鼻町字潮満 347 番 2 地先		
	竹ヶ鼻町字潮満 347 番 1 地先		
相合 25-21 号線	小俣町相合 1284 番 1 地先		
	小俣町相合 1284 番 5 地先		
中村 25-22 号線	中村町字桶子 325 番 393 地先		
	中村町字桶子 325 番 398 地先		
中村 25-23 号線	中村町字桶子 325 番 402 地先		
	中村町字桶子 325 番 409 地先		
中村 25-24 号線	中村町字桶子 325 番 406 地先		
	中村町字桶子 325 番 380 地先		

小俣明野 25-25 号線	小俣町明野 1617 番 6 地先		
	小俣町明野 1617 番 18 地先		
小俣明野 25-26 号線	小俣町明野 1617 番 21 地先		
	小俣町明野 1617 番 24 地先		
小俣明野 25-27 号線	小俣町明野 981 番 1 地先		
	小俣町明野 981 番 2 地先		
鹿海 25-28 号線	鹿海町字北岡 1482 番 2 地先		
	鹿海町字北岡 1648 番 48 地先		
宇治浦田 25-29 号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 15 地先		
	宇治浦田 3 丁目 800 番 3 地先		
小俣本町 25-30 号線	小俣町本町 1194 番 3 地先		
	小俣町本町 1194 番 17 地先		
小俣本町 25-31 号線	小俣町本町 1194 番 9 地先		
	小俣町本町 1194 番 11 地先		
小俣本町 25-32 号線	小俣町本町 1194 番 16 地先		
	小俣町本町 1194 番 17 地先		

伊勢市告示第 27 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	竹ヶ鼻 25-19 号線	4.5 ~ 8.0	109
市 道	竹ヶ鼻 25-20 号線	6.0 ~ 9.4	42
市 道	相合 25-21 号線	6.0 ~ 22.0	22
市 道	中村 25-22 号線	6.0 ~ 13.0	110
市 道	中村 25-23 号線	6.0 ~ 15.0	34
市 道	中村 25-24 号線	6.0 ~ 6.0	69
市 道	小俣明野 25-25 号線	6.0 ~ 13.0	97
市 道	小俣明野 25-26 号線	6.0 ~ 13.0	73
市 道	小俣明野 25-27 号線	4.0 ~ 7.0	73
市 道	鹿海 25-28 号線	6.0 ~ 7.0	146

市道	宇治浦田 25-29 号線	5.0 ~ 9.0	113
市道	小俣本町 25-30 号線	6.0 ~ 11.0	140
市道	小俣本町 25-31 号線	6.0 ~ 14.0	38
市道	小俣本町 25-32 号線	5.0 ~ 12.0	27

伊勢市告示第 28 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
竹ヶ鼻 25-19 号線	竹ヶ鼻町字潮満 342 番 1 地先 竹ヶ鼻町字潮満 353 番 2 地先	平成 26 年 3 月 31 日
竹ヶ鼻 25-20 号線	竹ヶ鼻町字潮満 347 番 2 地先 竹ヶ鼻町字潮満 347 番 1 地先	平成 26 年 3 月 31 日
相合 25-21 号線	小俣町相合 1284 番 1 地先 小俣町相合 1284 番 5 地先	平成 26 年 3 月 31 日
中村 25-22 号線	中村町字桶子 325 番 393 地先 中村町字桶子 325 番 398 地先	平成 26 年 3 月 31 日
中村 25-23 号線	中村町字桶子 325 番 402 地先 中村町字桶子 325 番 409 地先	平成 26 年 3 月 31 日
中村 25-24 号線	中村町字桶子 325 番 406 地先 中村町字桶子 325 番 380 地先	平成 26 年 3 月 31 日

小 俣 明 野 25-25号線	小俣町明野 1617 番 6 地先 小俣町明野 1617 番 18 地先	平成 26 年 3 月 31 日
小 俣 明 野 25-26号線	小俣町明野 1617 番 21 地先 小俣町明野 1617 番 24 地先	平成 26 年 3 月 31 日
小 俣 明 野 25-27号線	小俣町明野 981 番 1 地先 小俣町明野 981 番 2 地先	平成 26 年 3 月 31 日
鹿海 25-28 号 線	鹿海町字北岡 1482 番 2 地先 鹿海町字北岡 1648 番 48 地先	平成 26 年 3 月 31 日
宇 治 浦 田 25-29号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 15 地先 宇治浦田 3 丁目 800 番 3 地先	平成 26 年 3 月 31 日
小 俣 本 町 25-30号線	小俣町本町 1194 番 3 地先 小俣町本町 1194 番 17 地先	平成 26 年 3 月 31 日
小 俣 本 町 25-31号線	小俣町本町 1194 番 9 地先 小俣町本町 1194 番 11 地先	平成 26 年 3 月 31 日
小 俣 本 町 25-32号線	小俣町本町 1194 番 16 地先 小俣町本町 1194 番 17 地先	平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市告示第 29 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 216 号)第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成25年度 伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年条例216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成25年3月31日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 平成23年度人件費率
24年度	人 131,108	千円 43,640,510	千円 2,076,421	千円 8,377,136	% 19.2	% 19.6

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B / A	(参考) 全国市平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 976	千円 3,628,281	千円 617,660	千円 1,318,583	千円 5,564,524	千円 5,701	千円

(注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

国が実施している給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置の地方公共団体への要請に応じ、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの次のとおり給料月額減額措置を実施している。

一般職

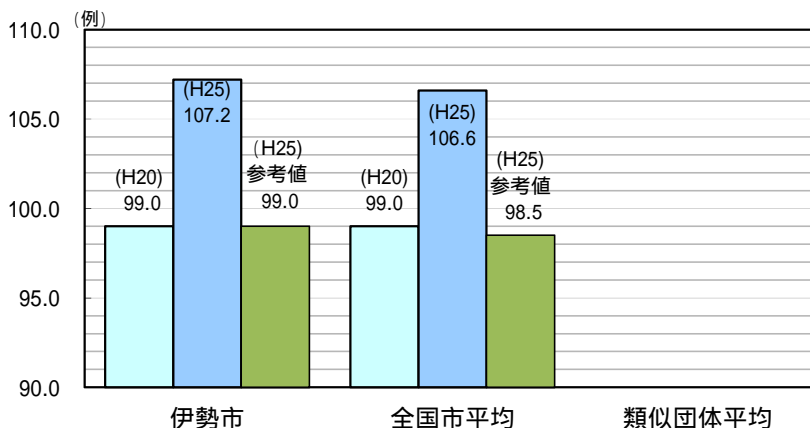
給料表の区分	表級	減額率
行政職(一)	3級以下	3.5/100
	4級・5級	5.6/100
	6級以上	7.1/100
行政職(二)	3級以下	3.1/100
	4級以上	4.96/100
医療職	1級	3.5/100
	2級	5.6/100
	3級以上	7.1/100

特別職

給料表の区分	減額率
市長	20/100
副市長	15/100
教育長	10/100
病院事業管理者	10/100

(注) 減額は給料のみ。給料に連動した手当には減額の影響を反映させない。

(4) ラスパイレス指数の状況（平成25年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。なお、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置後の数値と比較しています。

2 ラスパイレス指数は、国家公務員と学歴別、経験年数別に比較した数値です。

2 一般行政職給料表の状況(平成25年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 一般行政職給料表の状況(平成25年4月1日現在)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	41.8 歳	326,161 円	398,327 円	357,385 円
三重県	43.2 歳	349,172 円	457,085 円	- 円
国	歳	円	円	円
類似団体	歳	円	円	円

技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	49.5	146人	334,493円	358,313円	349,138円
うち用務員	53.1	16人	353,025円	374,987円	371,543円
うち清掃職員	46.6	58人	333,154円	365,162円	352,742円
うち学校給食調理員	50.6	36人	336,612円	348,415円	344,646円
三重県	48.6	-	348,405円	405,289円	- 円
国					
類似団体					

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。
 4 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	
	高校卒	149,800 円	144,500 円	
技能労務職	高校卒	146,700 円	144,500 円	
消防職	大学卒	191,600 円	-	
	高校卒	161,600 円	-	

(注) 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

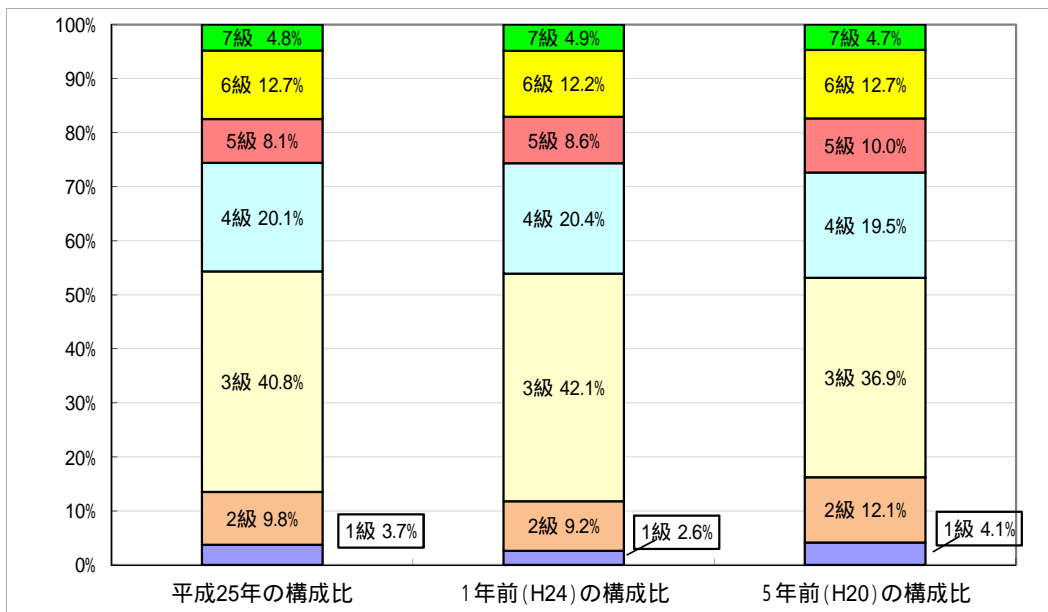
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	252,450 円	301,500 円	343,667 円
	高校卒	220,300 円	273,400 円	309,300 円
技能労務職	高校卒	222,500 円	260,000 円	297,400 円
	中学卒	- 円	253,900 円	278,300 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	職員	17人	3.7%
2級	職員	45人	9.8%
3級	主事	187人	40.8%
4級	係長	92人	20.1%
5級	課長補佐	37人	8.1%
6級	課長	58人	12.7%
7級	部長	22人	4.8%
合計		458人	100.0%

(注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、昇給日前1年間にかかる当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明(意見等)を得て行うこととしています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(一般会計)

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,376千円	1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,596千円	1人当たり平均支給額(平成24年度) -千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

伊勢市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額(自己都合)		6,146千円	1人当たり平均支給額(自己都合)		6,146千円
		(勸奨・定年) 24,344千円			(勸奨・定年) 24,344千円

(注) 1 旧三町村職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成24年度の状況を掲載しています。

(3) 地域手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
一級地(東京都特別区)	18 %	1 人	18 %

(4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		27,045 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(平成24年度決算)		37,150 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)		74.6 %	
手当の種類(手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	課税・収税・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
心身障害児通園施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・清掃課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	産業支援課職員 維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00~5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の招集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の招集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	244,523 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	277 千円
支給実績(23年度決算)	228,737 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	251 千円

(6) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 ・配偶者のない場合の 1人目 11,000円 ・16～22歳の子、孫に対し 5,000円加算	同じ		115,808 千円	233,956 円
住居手当	・借家・借間 ・家賃12,000円以下 支給無し ・12,001円～23,000円以下 支給額(家賃 - 12,000円) ・23,001円～55,000円未満 支給額(家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・55,000円以上 支給額 27,000円	同じ		33,056 千円	295,593 円
通勤手当	公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円) 交通用具(自転車等) 利用者 2km未満 支給無し 2～3km未満 2,500円 3～4km未満 3,500円 4～5km未満 4,300円 5～6km未満 4,600円 6～7km未満 4,900円 7～8km未満 5,200円 8～10km未満 5,500円 10～15km未満 7,000円 15～20km未満 7,900円 20～25km未満 8,800円 25～30km未満 9,700円 30～35km未満 10,600円 35～40km未満 11,500円 40～45km未満 12,400円 45～50km未満 13,300円 50～55km未満 14,200円 55～60km未満 15,100円 60km以上 16,000円	同じ 異なる	交通用具利用者 2km未満...支給無し 2～5km未満 ...2,000円 5～10km未満 ...4,100円 10～15km未満 ...6,500円 15～20km未満 ...8,900円 20～25km未満 ...11,300円 25～30km未満 ...13,700円 30～35km未満 ...16,100円 35～40km未満 ...18,500円 40～45km未満 ...20,900円 45～50km未満 ...21,800円 50～55km未満 ...22,700円 55～60km未満 ...23,600円 60km以上...24,500円	52,095 千円	62,841 円
休日給	・休日に勤務が割り振られ たとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価×135/100	同じ		57,583 千円	364,446 円
夜間勤務手当	・22:00～5:00の間に勤務が 割り振られたとき ・時間外勤務単価×25/100	同じ		28,609 千円	181,071 円
管理職手当	・部長 月額 69,000円 ・次長・参事 月額 55,000円 ・課長 月額 49,000円 ・副参事 月額 40,000円	異なる	・給料月額に対する 支給割合 7級(伊勢部長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円	55,650 千円	604,897 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が休祝日に勤務 を命ぜられたとき ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円 (6時間超の場合は150/100を 乗じる)	異なる	・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 (6時間を超えた場合 は150/100を乗じる)	3,658 千円	33,560 円

6 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長	1,006,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,075,000 円 / 504,000 円
	副 市 長	780,000 円	883,000 円 / 481,000 円
報酬	議 長	564,000 円	760,000 円 / 420,100 円
	副 議 長	506,000 円	670,000 円 / 366,600 円
	議 員	448,000 円	620,000 円 / 338,800 円
期末手当	市 長	(平成24年度支給割合) 3.95 月分	・役職加算 20%
	副 市 長	3.95 月分	・役職加算 20%
	議 長	(平成24年度支給割合) 2.95 月分	・役職加算 20%
	副 議 長 議 員	2.95 月分 2.95 月分	・役職加算 20% ・役職加算 20%
退職手当	市 長	(算定方式) 450/100 × 在職年数 × 給料月額	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	280/100 × 在職年数 × 給料月額	任期毎

(注) 1 期末手当の支給割合は、平成24年度改定後の割合を表示しています。

7 職員数の状況

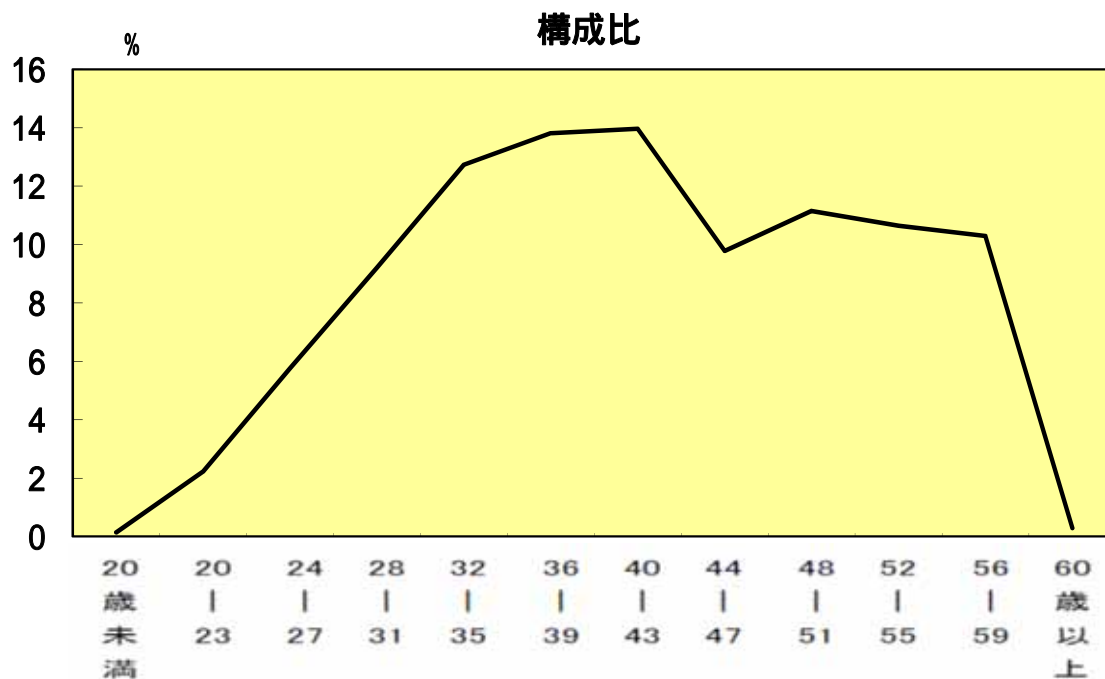
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成24年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	6	1	業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減
	総 務	152	155	3	
	税 務	51	53	2	
	民 生	189	193	4	
	衛 生	101	105	4	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	23	24	1	
	商 工	26	25	1	
土 木	89	94	5		
	小 計	640	657	17	
特 別 行 政 門	教 育	123	131	8	業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減
	消 防	189	189	0	
	小 計	312	320	8	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	323	315	8	業務の見直し、効率化、民間委託などによる減 医療技術職の採用による増
	水 道	37	39	2	
	下 水道	35	36	1	
	そ の 他	43	44	1	
	小 計	438	434	4	
合 計		1,390	1,411	21	

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	2人	31人	80人	128人	177人	192人	194人	136人	155人	148人	143人	4人	1,390人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	777	740	709	676	657	640	137 (17.6%)
教育	151	149	147	138	131	123	28 (18.5%)
消防	184	185	189	189	189	189	5 (2.7%)
普通会計計	1,112	1,074	1,045	1,003	977	952	160 (14.4%)
公営企業等会計計	486	475	456	439	434	438	48 (9.9%)
総合計	1,598	1,549	1,501	1,442	1,411	1,390	208 (13.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 23年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	2,282,928	349,954	395,131	17.3	18.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
24年度	39人	155,499	25,710	56,387	237,596	6,092

(参考) -1平均 一人当たり給与 費
千円

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	45.3 歳	347,505 円	514,061 円
団体平均	歳	円	円
事業者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊勢市(水道事業)				伊勢市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,446千円				1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,376千円			
(平成24年度支給割合)				(平成24年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	2.60 月分	1.35 月分		計	2.60 月分	1.35 月分	
	() 月分	() 月分			() 月分	() 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評価を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

イ 退職手当(平成25年4月1日現在)

伊勢市(水道事業)			伊勢市(全体)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			(定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)			1人当たり平均支給額 (自己都合)		
(勤奨・定年)			(勤奨・定年)		
			6,146千円		
			24,344千円		

(注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成24年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)		1,218 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		40,600 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		76.9 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	9,707 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	286 千円
支給実績(23年度決算)	8,024 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	229 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	6,838 千円	224,196 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	3,137 千円	313,680 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	2,876 千円	73,750 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	1,909 千円	636,460 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	25 千円	24,500 円

(2) 下水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	2,371,928	7,555	297,906	12.6	11.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	36人	125,498	20,899	45,706	192,103	5,336

(参考) -1平均 一人当たり給与 費
千円

- (注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	39.2 歳	315,630 円	454,290 円
団体平均	歳	円	円
事業者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,270千円				1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,376千円			
(平成24年度支給割合)				(平成24年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	2.60 月分	1.35 月分		計	2.60 月分	1.35 月分	
	() 月分	() 月分			() 月分	() 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評価を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

イ 退職手当(平成25年4月1日現在)

伊 勢 市(下水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			(定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	退職者なし	1人当たり平均支給額	(自己都合)	6,146千円
	(勤奨・定年)	29,154千円		(勤奨・定年)	24,344千円

- (注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成24年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)	60 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	14,900 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	11.1 %		
手当の種類(手当数)	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	滞納整理業務を行った場合	日額 400円

エ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	8,124 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	246 千円
支給実績(23年度決算)	7,411 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	239 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			5,949 千円	258,652 円
住居手当	一般会計に同じ			2,326 千円	332,214 円
通勤手当	一般会計に同じ			2,453 千円	76,663 円
管理職手当	一般会計に同じ			1,909 千円	636,460 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			79 千円	26,167 円

(3) 病院事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 23年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	5,650,022	15,812	3,354,018	59.4	58.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	321人	1,237,515	530,148	448,394	2,216,057	6,904

(参考) -1平均 一人当たり給与 費
千円

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市 (病院事業)	医師	42.0 歳	554,587 円	1,379,384 円
	看護師	41.2 歳	318,471 円	465,779 円
	事務職	41.6 歳	332,497 円	524,927 円
団体平均	医師	歳	円	円
	看護師	歳	円	円
	事務職	歳	円	円
事業者		64.0 歳		1,868,097 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊勢市(病院事業)				伊勢市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,397千円				1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,376千円			
(平成24年度支給割合)				(平成24年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	2.60 月分	1.35 月分		計	2.60 月分	1.35 月分	
	() 月分	() 月分			() 月分	() 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評価を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

イ 退職手当(平成25年4月1日現在)

伊勢市(病院事業)			伊勢市(全体)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			(定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	2,132千円	1人当たり平均支給額	(自己都合)	6,146千円
	(勤奨・定年)	25,605千円		(勤奨・定年)	24,344千円

(注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成24年度の状況を掲載しています。

ウ 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）		33,758 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		937,708 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師	18 %	36 人	4 %

エ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		253,545 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		789,858 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		100.0 %	
手当の種類（手当数）		15種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師確保手当	医師及び歯科医師	医師及び歯科医師	月額 200,000円
医師診療手当	医師及び歯科医師	副院長 医療部長及び健診センター長 科部長及び科副部長 医長及び医員	月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学の調査及び研究に従事する医師及び歯科医師	月額 180,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、2病棟又は産婦人科外来診療室に勤務する助産師及び人工透析室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師	臨床検査、手術、人工透析業務等に従事した場合	日額 400円
	看護補助者並びに健診センター室及び事務部に勤務する職員	看護補助、健診センター、事務部業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師及び診療放射線技師	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師、准看護師及び看護補助者	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合 (午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 2,200円 深夜の勤務時間が2時間以上 勤務1回 3,300円
待機手当	医師及び歯科医師	救急患者等に対処するため、自宅待機をした場合	待機1回につき、1,200円。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める待機1回につき10,000円 (1) 当該月に当番日（休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、地域内の病院群が共同連帯して輪番制方式により行う事業の実施日をいう。以下同じ。）の宿日直勤務が無い場合であって、当番日に1月当たり3回以上待機したとき 3回目以降の当番日の待機 (2) 当該月に当番日の宿日直勤務が1回の場合であって、当番日に1月当たり2回以上待機したとき 2回目以降の当番日の待機 (3) 当該月の当番日の宿日直勤務が2回以上の場合であって、当番日に待機したとき 当番日の待機
	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師		待機1回につき 1,200円
変則勤務手当	健診センター職員	人間ドック等に従事する職員で土曜日に当該業務に従事した場合	日額 300円
	手術室又は栄養管理課に勤務する職員	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当したとき	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
救急診療手当	医師及び歯科医師	当直中に救急患者の診療に従事したとき	患者1人につき 3,000円
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けたとき	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事したとき	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	120,712 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	404 千円
支給実績(23年度決算)	123,673 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	415 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	同じ		27,659 千円	221,271 円
住居手当	一般会計に同じ	同じ		18,123 千円	312,457 円
通勤手当	一般会計に同じ	同じ		15,784 千円	65,888 円
管理職手当	一般会計に同じ (ただし、副院長は146,400円、医療部長及び健診センター長は90,000円)	異なる	副院長146,400円を除く全て	18,354 千円	834,259 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	同じ		459 千円	20,864 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ	同じ		24,101 千円	169,722 円
宿日直手当	医師 1回 平日20,000円 休日25,000円 月3回以上30,000円 その他 1回 5,900円	異なる	医師 1回 休日25,000円 月3回以上 30,000円	15,784 千円	254,569 円

伊勢市告示第 30 号

平成 26 年 3 月 24 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 25 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成25年度 伊勢市一般会計補正予算（第5号）

平成25年度 伊勢市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2,139,694千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、46,626,450千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		16,110,000	330,000	16,440,000
	1 市民税	6,964,692	297,000	7,261,692
	4 市たばこ税	815,476	25,000	840,476
	6 入湯税	9,000	8,000	17,000
2 地方譲与税		340,001	△5,000	335,001
	1 地方揮発油譲与税	100,000	△5,000	95,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		57,000	18,083	75,083
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	57,000	18,083	75,083
11 地方交付税		9,760,000	864,358	10,624,358
	1 地方交付税	9,760,000	864,358	10,624,358
12 交通安全対策特別交付金		21,000	△1,321	19,679
	1 交通安全対策特別交付金	21,000	△1,321	19,679
13 分担金及び負担金		985,778	△20,920	964,858
	1 負担金	985,778	△20,920	964,858
14 使用料及び手数料		363,105	12,531	375,636
	1 使用料	304,674	10,219	314,893
	2 手数料	58,431	2,312	60,743
15 国庫支出金		6,277,202	△242,222	6,034,980
	1 国庫負担金	4,790,579	△324,766	4,465,813
	2 国庫補助金	1,449,610	85,347	1,534,957
	3 委託金	37,013	△2,803	34,210
16 県支出金		2,857,379	△200,842	2,656,537
	1 県負担金	1,594,864	△54,043	1,540,821
	2 県補助金	988,871	△117,522	871,349
	3 委託金	273,644	△29,277	244,367
17 財産収入		115,050	46,132	161,182
	1 財産運用収入	30,655	△3,578	27,077
	2 財産売払収入	84,395	49,710	134,105
18 寄附金		28,337	5,790	34,127

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄附金	28,337	5,790	34,127
19 繰入金		2,707,852	△2,178,808	529,044
	1 基金繰入金	2,707,852	△2,178,808	529,044
20 繰越金		128,261	883,396	1,011,657
	1 繰越金	128,261	883,396	1,011,657
21 諸収入		505,890	108,106	613,996
	1 延滞金、加算金及び過料	5,000	40,000	45,000
	2 市預金利子	1,000	△530	470
	3 貸付金元利収入	12,833	△2,459	10,374
	4 受託事業収入	320	△18	302
	5 雑入	486,737	71,113	557,850
22 市債		7,033,300	△1,758,977	5,274,323
	1 市債	7,033,300	△1,758,977	5,274,323
歳入合計		48,766,144	△2,139,694	46,626,450

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		359,894	△13,052	346,842
	1 議会費	359,894	△13,052	346,842
2 総務費		4,339,977	53,802	4,393,779
	1 総務管理費	3,384,587	146,363	3,530,950
	2 徴税費	505,467	△11,462	494,005
	3 戸籍住民基本台帳費	170,091	△21,957	148,134
	4 選挙費	229,443	△57,390	172,053
	5 統計調査費	20,181	△1,735	18,446
	6 監査委員費	30,208	△17	30,191
3 民生費		16,858,675	△497,290	16,361,385
	1 社会福祉費	4,374,854	△47,067	4,327,787
	2 老人福祉費	3,782,140	△205,637	3,576,503
	3 児童福祉費	6,161,378	△241,659	5,919,719
	4 生活保護費	2,455,054	△790	2,454,264
	5 人権政策費	72,455	△643	71,812
	6 国民年金事務費	12,794	△1,494	11,300
4 衛生費		4,564,727	△176,299	4,388,428
	1 保健衛生費	2,792,780	△91,717	2,701,063
	2 清掃費	1,771,947	△84,582	1,687,365
5 労働費		166,430	△39,865	126,565
	1 労働諸費	166,430	△39,865	126,565
6 農林水産業費		3,052,655	△44,441	3,008,214
	1 農業費	2,942,534	△33,621	2,908,913
	2 林業費	36,996	△4,266	32,730
	3 水産業費	73,125	△6,554	66,571
7 商工費		317,800	△20,793	297,007
	1 商工費	317,800	△20,793	297,007
8 観光費		691,691	△42,366	649,325
	1 観光費	691,691	△42,366	649,325
9 土木費		5,995,580	△815,761	5,179,819

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土木管理費	238,449	△7,102	231,347
	2 道路橋梁費	1,436,304	△241,102	1,195,202
	3 河川費	513,272	△141,032	372,240
	4 港湾海岸費	21,196	11,351	32,547
	5 都市計画費	3,581,945	△423,149	3,158,796
	6 住宅費	204,414	△14,727	189,687
10 消防費		2,717,934	△313,134	2,404,800
	1 消防費	2,717,934	△313,134	2,404,800
11 教育費		4,151,286	△186,414	3,964,872
	1 教育総務費	948,449	28,451	976,900
	2 小学校費	769,377	△88,964	680,413
	3 中学校費	589,538	△92,792	496,746
	4 幼稚園費	147,203	△7,176	140,027
	5 社会教育費	737,712	△22,879	714,833
	6 保健体育費	959,007	△3,054	955,953
13 公債費		5,499,457	△44,081	5,455,376
	1 公債費	5,499,457	△44,081	5,455,376
歳出	合計	48,766,144	△2,139,694	46,626,450

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事 業 名	区分	総 額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
11 教育費	2 小学校費	空調設備整備事業	補正前	123,783	平成 25 年度	23,577
					平成 26 年度	100,206
			補正後	102,299	平成 25 年度	23,832
					平成 26 年度	78,467

第 3 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
3 民生費	1 社会福祉費	地域福祉計画策定事業	2,052
		障害者支援施設等耐震化整備補助金	76,947
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	122,800
6 農林水産業費	1 農業費	県営かんがい排水事業負担金	24,600
		経営体育成基盤整備事業負担金	6,000
		農業用排水路整備事業	5,000
8 観光費	1 観光費	おもてなし推進事業	3,818
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	8,308
	3 河川費	河川改良事業	57,254
	4 港湾海岸費	県営事業負担金(港湾)	14,184
	5 都市計画費	街路整備事業	52,011
10 消防費	1 消防費	避難対策事業	2,897

変 更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
9 土木費	5 都市計画費	公園整備事業	補正前	260,577
			補正後	233,778
10 消防費	1 消防費	避難所等整備事業	補正前	9,555
			補正後	14,555

第 4 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
賓日館管理運営委託	自 平成 25 年度 至 平成 30 年度	36,500

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
市税等各種帳票及び資料 情報等作成業務委託 (平成25年度債務負担行為)	自 平成 25 年度 至 平成 28 年度	336,000	自 平成 25 年度 至 平成 28 年度	239,386
行政情報システム 更新業務委託	自 平成 25 年度 至 平成 26 年度	161,000	自 平成 25 年度 至 平成 26 年度	61,008
緊急通報システム 管理業務委託 (平成25年度債務負担行為)	自 平成 25 年度 至 平成 30 年度	55,000	自 平成 25 年度 至 平成 30 年度	35,000
指定袋制度運営事業 (平成25年度債務負担行為)	自 平成 25 年度 至 平成 27 年度	158,540	自 平成 25 年度 至 平成 27 年度	140,130
工場等立地促進奨励金 (平成25年度債務負担行為)	自 平成 25 年度 至 平成 26 年度	22,293	自 平成 25 年度 至 平成 26 年度	36,265

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
地 域 防 災 計 画 等 改 訂 業 務 委 託	自 平成 2 6 年度 至 平成 2 6 年度	4,500	自 平成 2 6 年度 至 平成 2 6 年度	3,863
伊勢市立宮川中学校スク ールバス運行業務委託	自 平成 2 5 年度 至 平成 2 8 年度	80,610	自 平成 2 5 年度 至 平成 2 8 年度	78,016
学校図書館運営業務委託	自 平成 2 6 年度 至 平成 2 8 年度	74,781	自 平成 2 6 年度 至 平成 2 8 年度	63,533
小学校空調設備整備事業 (平成25年度債務負担行為)	自 平成 2 6 年度 至 平成 2 8 年度	33,226	自 平成 2 6 年度 至 平成 2 8 年度	24,921
中学校空調設備整備事業 (平成25年度債務負担行為)	自 平成 2 6 年度 至 平成 2 8 年度	5,400	自 平成 2 6 年度 至 平成 2 8 年度	3,977

第 5 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
全 国 防 災 事 業 債	4,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は当該見直し 後の利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金に ついてはその融 通条件により、銀 行その他の場合 にはその債権者 との協定による ものとする。 ただし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、又は 繰上償還もしく は低利に借換え することができる。

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	2,162,000	1,165,200
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	76,900	0
水 道 事 業 出 資 債	234,000	200,300
農 道 ・ 農 業 用 排 水 路 整 備 事 業 債	16,600	0
た め 池 整 備 事 業 債	29,700	9,300

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
土地改良事業債	1,968,900	1,350,900
漁港整備事業債	1,900	0
海岸整備事業債	4,100	0
河川等整備事業債	96,600	0
公営住宅整備事業債	12,600	0
臨時財政対策債	2,430,000	2,544,023

平成25年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成25年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、199,260千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14,164,085千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		3,322,739	△71,866	3,250,873
	1 国民健康保険料	3,322,739	△71,866	3,250,873
2 国民健康保険税		789	117	906
	1 国民健康保険税	789	117	906
3 国庫支出金		3,145,949	△116,330	3,029,619
	1 国庫負担金	2,406,811	8,299	2,415,110
	2 国庫補助金	739,138	△124,629	614,509
4 療養給付費等交付金		339,388	123,987	463,375
	1 療養給付費等交付金	339,388	123,987	463,375
5 前期高齢者交付金		3,815,701	△3,910	3,811,791
	1 前期高齢者交付金	3,815,701	△3,910	3,811,791
6 県支出金		745,621	△247,001	498,620
	1 県負担金	95,591	△459	95,132
	2 県補助金	650,030	△246,542	403,488
7 共同事業交付金		1,605,211	△85,215	1,519,996
	1 共同事業交付金	1,605,211	△85,215	1,519,996
8 財産収入		503	300	803
	1 財産運用収入	503	300	803
9 繰入金		1,249,854	1,186	1,251,040
	1 他会計繰入金	749,854	1,186	751,040
10 繰越金		122,849	199,472	322,321
	1 繰越金	122,849	199,472	322,321
歳入合計		14,363,345	△199,260	14,164,085

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		176,107	△1,565	174,542
	1 総務管理費	147,686	△1,565	146,121
2 保険給付費		9,605,219	△100,000	9,505,219
	2 高額療養費	1,078,800	△100,000	978,800
3 後期高齢者支援金等		1,747,269	△6,919	1,740,350
	1 後期高齢者支援金等	1,747,269	△6,919	1,740,350
6 介護納付金		781,386	△3,410	777,976
	1 介護納付金	781,386	△3,410	777,976
7 共同事業拠出金		1,650,751	△87,821	1,562,930
	1 共同事業拠出金	1,650,751	△87,821	1,562,930
8 保健事業費		194,394	325	194,719
	1 特定健康診査等事業費	176,096	325	176,421
10 諸支出金		156,001	300	156,301
	2 基金積立金	503	300	803
11 予備費		50,000	△170	49,830
	1 予備費	50,000	△170	49,830
歳 出 合 計		14,363,345	△199,260	14,164,085

平成25年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成25年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、6,724千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,554,718千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,082,383	△37,090	1,045,293
	1 後期高齢者医療保険料	1,082,383	△37,090	1,045,293
2 繰入金		1,476,943	△15,093	1,461,850
	1 一般会計繰入金	1,476,943	△15,093	1,461,850
3 繰越金		10	38,430	38,440
	1 繰越金	10	38,430	38,440
4 諸収入		2,106	7,029	9,135
	1 延滞金、加算金及び過料	1	149	150
	2 雑入	2,105	6,880	8,985
歳入合計		2,561,442	△6,724	2,554,718

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		52,129	△3,139	48,990
	1 総務管理費	46,959	△2,244	44,715
	2 徴収費	5,170	△895	4,275
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,506,257	△12,040	2,494,217
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,506,257	△12,040	2,494,217
4 諸支出金		2,020	8,455	10,475
	1 償還金及び還付加算金	2,020	8,455	10,475
歳 出 合 計		2,561,442	△6,724	2,554,718

平成25年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成25年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、73,487千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11,910,902千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は変更せず、30,249千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,391,274	26,918	2,418,192
	1 介護保険料	2,391,274	26,918	2,418,192
2 国庫支出金		2,903,408	△194,037	2,709,371
	1 国庫負担金	2,275,732	△263,368	2,012,364
	2 国庫補助金	627,676	69,331	697,007
3 支払基金交付金		3,304,417	△109,664	3,194,753
	1 支払基金交付金	3,304,417	△109,664	3,194,753
4 県支出金		1,451,703	163,439	1,615,142
	1 県負担金	1,422,332	165,240	1,587,572
	2 県補助金	29,371	△1,801	27,570
5 財産収入		500	△433	67
	1 財産運用収入	500	△433	67
6 繰入金		1,757,311	△82,572	1,674,739
	1 一般会計繰入金	1,702,708	△27,969	1,674,739
	2 基金繰入金	54,603	△54,603	0
7 繰越金		28,797	258,229	287,026
	1 繰越金	28,797	258,229	287,026
8 諸収入		5	11,607	11,612
	1 延滞金、加算金及び過料	1	184	185
	2 預金利子	1	33	34
	3 雑入	3	11,390	11,393
歳入合計		11,837,415	73,487	11,910,902

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		244,848	△10,685	234,163
	1 総務管理費	108,257	△1,530	106,727
	3 介護認定諸費	118,725	△9,155	109,570
2 保険給付費		11,378,662	△94,000	11,284,662
	1 介護サービス等諸費	11,378,662	△94,000	11,284,662
3 地域支援事業費		159,708	△15,598	144,110
	1 地域支援事業費	159,708	△15,598	144,110
4 基金積立金		500	166,786	167,286
	1 基金積立金	500	166,786	167,286
6 諸支出金		32,297	26,984	59,281
	1 償還金及び還付加算金	32,297	26,984	59,281
歳 出 合 計		11,837,415	73,487	11,910,902

第 2 表 債務負担行為補正 保険事業勘定

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
介護保険事業計画 策定業務委託	自 平成 25 年度 至 平成 26 年度	6,510	自 平成 25 年度 至 平成 26 年度	5,040

第 1 表 歳入歳出予算補正 介護サービス事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス費収入		6,112	4,229	10,341
	1 介護予防給付費収入	6,112	4,229	10,341
2 繰入金		24,116	△4,228	19,888
	1 一般会計繰入金	24,116	△4,228	19,888
3 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
歳入合計		30,249	0	30,249

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		30,139	0	30,139
	1 介護予防サービス 事業費	30,139	0	30,139
歳 出	合 計	30,249	0	30,249

平成 25 年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算(第 1 号)

平成 25 年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、15,150 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、23,258 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		6,000	770	6,770
	1 事業収入	6,000	770	6,770
2 県支出金		773	△46	727
	1 県補助金	773	△46	727
3 繰入金		1,235	△1,235	0
	1 一般会計繰入金	1,235	△1,235	0
4 繰越金		100	15,661	15,761
	1 繰越金	100	15,661	15,761
歳入合計		8,108	15,150	23,258

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		2,578	11,570	14,148
	1 総務管理費	2,578	11,570	14,148
2 公債費		5,530	3,580	9,110
	1 公債費	5,530	3,580	9,110
歳 出	合 計	8,108	15,150	23,258

平成25年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

平成25年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、142千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、163,198千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		451	△300	151
	1 分担金	451	△300	151
2 使用料及び手数料		26,979	△220	26,759
	1 使用料	26,979	△220	26,759
3 繰入金		135,909	△6,216	129,693
	1 他会計繰入金	135,909	△6,216	129,693
4 繰越金		1	6,594	6,595
	1 繰越金	1	6,594	6,595
歳入合計		163,340	△142	163,198

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		101,142	△142	101,000
	1 総務費	18,945	△142	18,803
歳 出	合 計	163,340	△142	163,198

平成25年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第2号）

平成25年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、32,435千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、697,708千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		415,000	138,735	553,735
	1 事業収入	415,000	138,735	553,735
2 繰入金		159,300	△106,300	53,000
	1 一般会計繰入金	159,300	△106,300	53,000
歳入合計		665,273	32,435	697,708

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 観光交通対策事業費		665,243	32,435	697,678
	1 管理費	649,643	33,443	683,086
	2 事業費	15,600	△1,008	14,592
歳 出	合 計	665,273	32,435	697,708

平成25年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成25年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、148,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、53,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		198,965	△148,000	50,965
	1 基金繰入金	198,965	△148,000	50,965
歳入合計		201,212	△148,000	53,212

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 用地取得事業費		201,212	△148,000	53,212
	2 事業費	198,967	△148,000	50,967
歳 出	合 計	201,212	△148,000	53,212

平成25年度伊勢市病院事業会計補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 平成25年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項	目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	75,780人	△ 4,000人	71,780人
	外来	130,784人	△ 5,799人	124,985人
	健診・ドック	12,138人	△ 119人	12,019人
(3) 1日平均患者数	入院	207人	△ 11人	196人
	外来	536人	△ 24人	512人
	健診・ドック	42人	△ 1人	41人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 (単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	5,783,150	△ 67,494	5,715,656
第1項	医療収益	4,858,278	△ 93,012	4,765,266
第2項	健診収益	264,508	7,437	271,945
第3項	医療外収益	660,264	18,081	678,345

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	5,880,769	△ 119,154	5,761,615
第1項	医療費用	5,680,708	△ 144,998	5,535,710
第2項	健診費用	139,422	11,434	150,856
第3項	医療外費用	59,539	12,684	72,223
第4項	特別損失	100	1,726	1,826

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 77,911 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 77,911 千円で補てんするものとする。） (単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	523,246	36,890	560,136
第2項	企業債	348,100	△ 10,100	338,000
第3項	寄附金	3,000	1,160	4,160
第4項	基金繰入金	29,400	30,480	59,880
第5項	出資金	12,700	△ 3,400	9,300
第6項	他会計補助金	64,876	△ 1,876	63,000
第7項	県補助金	0	20,626	20,626

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	651,971	△ 13,924	638,047
第1項	建設改良費	505,676	△ 15,084	490,592
第4項	基金積立金	63,600	1,160	64,760

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職 員 給 与 費	3,515,230	△ 19,504	3,495,726

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	1,115,158	△ 85,354	1,029,804

平成25年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成25年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	55,493 戸	362 戸	55,855 戸
(2) 総 給 水 量	17,080 千m ³	285 千m ³	17,365 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	46,794 m ³	780 m ³	47,574 m ³

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	2,699,760	54,759	2,754,519
第1項 営業収益	2,643,286	54,759	2,698,045

（単位 千円）

支 出			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	2,459,773	△24,975	2,434,798
第1項 営業費用	2,252,921	△10,753	2,242,168
第2項 営業外費用	190,921	△14,222	176,699

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,386,409千円」を「1,489,337千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	815,563	△10,641	804,922
第2項	負担金	172,563	23,059	195,622
第3項	出資金	234,000	△33,700	200,300

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	2,201,972	92,287	2,294,259
第1項	建設改良費	1,911,445	△5,747	1,905,698
第3項	投資	0	98,034	98,034

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	327,322	3,100	330,422

平成25年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成25年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排水戸数	17,687戸	△43戸	17,644戸
(2) 総排水量	5,145千m ³	201千m ³	5,346千m ³
(3) 一日平均排水量	14,095m ³	552m ³	14,647m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要 ア 汚水管渠敷設事業	2,635,782千円	△75,100千円	2,560,682千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	2,775,582	88,620	2,864,202
第1項 営業収益	1,015,683	22,316	1,037,999
第2項 営業外収益	1,759,899	66,304	1,826,203

（単位 千円）

支 出			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	2,565,691	△63,131	2,502,560
第1項 営業費用	1,926,866	△29,935	1,896,931
第2項 営業外費用	635,825	△33,196	602,629

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,532,357千円」を「1,463,168千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	2,830,499	△11,829	2,818,670
第1項	企業債	1,475,100	△1,900	1,473,200
第2項	負担金	249,399	△13,829	235,570
第3項	国庫補助金	1,106,000	3,900	1,109,900

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	4,362,856	△81,018	4,281,838
第1項	建設改良費	3,152,676	△76,300	3,076,376
第2項	企業債償還金	1,185,068	△3,671	1,181,397
第4項	国庫補助金返還金	20,000	△1,047	18,953

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
流域関連公共下水道事業	1,309,300	1,307,400

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計から繰入れを受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計から繰入れを受ける金額	811,972	48,284	860,256

平成 25 年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 25 年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 グループホーム事業収益		39,006 千円	△2,134 千円	36,872 千円
第 1 項 営業収益		39,005 千円	△2,134 千円	36,871 千円
支 出		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 グループホーム事業費用		41,403 千円	△24 千円	41,379 千円
第 1 項 営業費用		41,402 千円	△24 千円	41,378 千円

伊勢市告示第 31 号

平成 26 年 3 月 24 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 25 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成25年度 伊勢市一般会計補正予算（第6号）

平成25年度 伊勢市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、199,998千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、46,826,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,034,980	73,510	6,108,490
	2 国庫補助金	1,534,957	73,510	1,608,467
16 県支出金		2,656,537	15,000	2,671,537
	2 県補助金	871,349	15,000	886,349
19 繰入金		529,044	7,288	536,332
	1 基金繰入金	529,044	7,288	536,332
22 市債		5,274,323	104,200	5,378,523
	1 市債	5,274,323	104,200	5,378,523
歳入合計		46,626,450	199,998	46,826,448

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		4,388,428	9,953	4,398,381
	1 保健衛生費	2,701,063	9,953	2,711,016
6 農林水産業費		3,008,214	190,045	3,198,259
	1 農業費	2,908,913	158,045	3,066,958
	3 水産業費	66,571	32,000	98,571
歳 出 合 計		46,626,450	199,998	46,826,448

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	がん検診事業	9,953
6 農林水産業費	1 農業費	農道整備事業	65,000
	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	32,000

変 更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
6 農林水産業費	1 農業費	県営かんがい排水事業負担金	補正前	24,600
			補正後	53,100
		経営体育成基盤整備事業負担金	補正前	6,000
			補正後	10,545
		農業用排水路整備事業	補正前	5,000
			補正後	65,000

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	1, 1 6 5, 2 0 0	1, 1 9 8, 2 0 0
農 道 ・ 農 業 用 排 水 路 整 備 事 業 債	0	5 6, 2 0 0
漁 港 整 備 事 業 債	0	1 5, 0 0 0

伊勢市告示第 32 号

平成 26 年 3 月 24 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 26 年度当初
予算の要領は、次のとおりです。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成26年度 伊勢市一般会計予算

平成26年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,242,809千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税	1 市民税	16,460,000
	2 固定資産税	7,135,180
	3 軽自動車税	6,802,908
	4 市たばこ税	274,000
	5 特別土地保有税	816,911
	6 入湯税	1
	7 都市計画税	14,000
2 地方譲与税	都市計画税	1,417,000
	1 地方揮発油譲与税	325,001
	2 自動車重量譲与税	95,000
3 利子割交付金	2 自動車重量譲与税	230,000
	3 地方道路譲与税	1
	1 利子割交付金	40,000
4 配当割交付金	1 配当割交付金	40,000
	1 配当割交付金	40,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	7,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,000
6 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1,370,000
	1 地方消費税交付金	1,370,000
7 ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金	15,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	15,000
8 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	50,001
	1 自動車取得税交付金	50,001
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 自動車取得税交付金	75,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	75,000
10 地方特例交付金	1 地方特例交付金	60,000
	1 地方特例交付金	60,000
11 地方交付税	1 地方交付税	10,060,000
	1 地方交付税	10,060,000

(単位：千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	21,000
	1 交通安全対策特別交付金	21,000
13 分担金及び負担金	1 負担金	1,041,617
	1 負担金	1,041,617
14 使用料及び手数料	1 使用料	371,790
	2 手数料	312,710
	2 手数料	59,080
15 国庫支出金	1 国庫負担金	6,385,166
	2 国庫補助金	4,705,862
	3 委託金	1,643,682
16 県支出金	1 委託金	35,622
	1 県負担金	2,785,454
	2 県補助金	1,595,088
17 財産収入	3 委託金	953,602
	1 財産運用収入	236,764
	2 財産売却収入	39,779
18 寄附金	1 財産運用収入	29,695
	2 財産売却収入	10,084
19 繰入金	1 寄附金	26,002
	1 基金繰入金	26,002
20 繰越金	1 基金繰入金	1,723,554
	1 繰越金	1,723,554
21 諸収入	1 繰越金	50,000
	1 繰越金	50,000
	1 延滞金、加算金及び過料	497,045
	2 市預金利子	5,000
	3 貸付金元利収入	1,000
22 市債	4 受託事業収入	9,160
	5 雑入	285
	5 雑入	481,600
	5 雑入	5,799,400
	5 雑入	5,799,400

(単位：千円)

款	項	金	額
	1 市債		5,799,400
歳入	合計		47,242,809

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金	額
1 議会費	1 議会費		367,159
2 総務費	1 総務管理費		3,896,542
	2 徴税費		3,170,560
	3 戸籍住民基本台帳費		481,411
	4 選挙費		133,031
	5 統計調査費		52,518
	6 監査委員費		28,227
3 民生費			30,795
			17,431,448
	1 社会福祉費		4,472,619
	2 老人福祉費		3,910,825
	3 児童福祉費		6,541,595
	4 生活保護費		2,403,485
	5 人権政策費		87,759
	6 国民年金事務費		15,165
4 衛生費			4,190,299
	1 保健衛生費		2,524,246
	2 清掃費		1,666,053
5 労働費			89,581
	1 労働諸費		89,581
6 農林水産業費			716,932
	1 農業費		592,562
	2 林業費		51,419
	3 水産業費		72,951
7 商工費			261,444
	1 商工費		261,444
8 観光費			584,455
	1 観光費		584,455
9 土木費			5,484,710
	1 土木管理費		611,213

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋梁費	1,388,522
	3 河川費	641,897
	4 港湾海岸費	21,988
	5 都市計画費	2,674,010
	6 住宅費	147,100
10 消防費		4,062,977
	1 消防費	4,062,977
		4,601,472
11 教育費		1,061,757
	1 教育総務費	944,565
	2 小学校費	903,251
	3 中学校費	145,172
	4 幼稚園費	609,544
	5 社会教育費	937,183
	6 保健体育費	36
12 災害復旧費		9
	1 農林水産業施設災害復旧費	15
	2 公共土木施設災害復旧費	9
	3 文教施設災害復旧費	3
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	
13 公債費		5,505,752
	1 公債費	5,505,752
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	47,242,809

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
10 消防費	1 消防費	消防緊急指令施設更新事業	522,426	平成 26 年度	208,970
				平成 27 年度	313,456
		消防救急デジタル無線活動波推進事業	288,447	平成 26 年度	115,378
				平成 27 年度	173,069
		消防本部庁舎新設事業	1,687,480	平成 26 年度	674,991
				平成 27 年度	1,012,489
		防災センター新設事業	713,271	平成 26 年度	285,308
				平成 27 年度	427,963

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
伊勢市土地開発公社の事業運営資金に対する損失補償	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	1,000,000 千円 伊勢市土地開発公社が、その事業運営資金として借入れた元金及び年 5.0% 以内の利子の額
社会保障・税番号制度システム整備業務委託	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	25,272 千円

事 項	期 間	限 度 額
住民票交付等窓口業務委託に係る経費	自 平成26年 4月 1日 至 平成30年 3月31日	181,171 千円
知事及び県議会議員選挙経費	自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	6,000 千円
障害者地域相談支援センター設置運營業務委託	自 平成26年 4月 1日 至 平成30年 3月31日	71,050 千円
健康づくり指針（第2期）策定業務委託	自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	2,600 千円
農地・水保全管理支払交付金事業（平成26年度債務負担行為）	自 平成27年 4月 1日 至 平成29年 3月31日	5,746 千円
観光客実態調査業務委託	自 平成26年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	4,806 千円
茶屋1号線（禊橋）橋梁整備	自 平成26年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	90,311 千円
防災気象情報収集業務委託（平成26年度債務負担行為）	自 平成26年 4月 1日 至 平成30年 3月31日	6,000 千円

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	3,242,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 しの利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金につ いてはその融通条 件により、銀行そ 他の場合にはその 債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
緊急防災・減災事業債	99,700			
農道・農業用排水路 整備事業債	50,600			
河川等整備事業債	136,800			
臨時財政対策債	2,270,000			

平成26年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

平成26年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,867,684千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	2,666,251	
		2,666,251	
2 国民健康保険税	1 国民健康保険税	642	
		642	
3 国庫支出金	1 国庫負担金	3,102,714	
	2 国庫補助金	2,372,930	
4 療養給付費等交付金	1 療養給付費等交付金	729,784	
		298,807	
5 前期高齢者交付金	1 療養給付費等交付金	298,807	
		3,828,911	
6 県支出金	1 前期高齢者交付金	3,828,911	
		737,661	
7 共同事業交付金	1 県負担金	97,774	
	2 県補助金	639,887	
8 財産収入	1 共同事業交付金	2,459,669	
		2,459,669	
9 繰入金	1 財産運用収入	700	
		700	
10 繰越金	1 他会計繰入金	1,752,137	
	2 基金繰入金	752,137	
11 諸収入	1 繰越金	1,000,000	
		1	
	1 繰越金	1	
		1	
	1 延滞金、加算金及び過料	20,191	
	2 預金利子	4,560	
	3 雑入	10	
		15,621	
歳入	合計	14,867,684	

2 歳出		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 総務費	1 総務管理費	192,978	
	2 賦課徴収費	164,138	
	3 運営協議会費	27,811	
	4 趣旨普及費	407	
2 保険給付費		622	
	1 療養諸費	9,334,817	
	2 高額療養費	8,255,149	
	3 移送費	1,001,792	
	4 出産育児諸費	356	
3 後期高齢者支援金等	4 出産育児諸費	65,520	
	5 葬祭諸費	12,000	
	1 後期高齢者支援金等	1,756,613	
		1,756,613	
4 前期高齢者納付金等			
	1 前期高齢者納付金等	1,266	
5 老人保健拠出金			
	1 前期高齢者納付金等	1,266	
6 介護納付金			
	1 老人保健拠出金	73	
7 共同事業拠出金			
	1 介護納付金	782,967	
8 保健事業費			
	1 介護納付金	782,967	
9 公債費	1 共同事業拠出金	2,531,499	
		2,531,499	
10 諸支出金	1 特定健康診査等事業費	198,792	
	2 保健事業費	180,014	
11 予備費			
	1 公債費	18,778	
	1 公債費	300	
		300	
	1 償還金及び選付加算金	11,601	
	2 基金積立金	10,901	
	1 償還金及び選付加算金	700	
	1 予備費	56,778	
歳出	合計	56,778	14,867,684

平成26年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,789,281千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,207,898
	1 後期高齢者医療保険料	1,207,898
2 繰入金		1,579,266
	1 一般会計繰入金	1,579,266
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,107
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2,106
歳入 合計		2,789,281

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		60,075
	1 総務管理費	54,666
	2 徴収費	5,409
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,726,181
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,726,181
3 公債費		5
	1 公債費	5
4 諸支出金		2,020
	1 償還金及び選付加算金	2,020
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出 合計		2,789,281

平成26年度 伊勢市介護保険特別会計予算

平成26年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,340,632千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ552千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定で600,000千円、介護サービス事業勘定で500千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算 保険事業勘定

1 歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 保険料	1 介護保険料		2,466,852
			2,466,852
2 国庫支出金	1 国庫負担金		3,030,514
	2 国庫補助金		2,368,555
3 支払基金交付金			661,959
	1 支払基金交付金		3,438,732
4 県支出金			3,438,732
	1 県負担金		1,515,257
5 財産収入	2 県補助金		1,480,347
			34,910
6 繰入金	1 財産運用収入		500
			500
7 繰越金	1 一般会計繰入金		1,888,771
	2 基金繰入金		1,806,466
8 諸収入			82,305
	1 繰越金		1
	2 延滞金、加算金及び過料		1
	3 預金利子		1
	3 雑入		3
歳 入	合 計		12,340,632

2 歳 出		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 総務費	1 総務管理費		289,597
	2 徴収費		141,549
	3 介護認定諸費		20,668
2 保険給付費			127,380
	1 介護サービス等諸費		11,842,776
3 地域支援事業費			11,842,776
	1 地域支援事業費		182,858
4 基金積立金			182,858
	1 基金積立金		500
5 公債費			500
	1 公債費		20,400
6 諸支出金			20,400
	1 償還金及び選付加算金		3,501
7 予備費			3,501
	1 予備費		1,000
			1,000
歳 出	合 計		12,340,632

第 1 表 歳入歳出予算 介護サービス事業勘定

1 歳入

款		項	金額
1	サービス費収入		545
		1 介護予防給付費収入	545
2	繰越金		1
		1 繰越金	1
3	諸収入		6
		1 雑入	6
歳入			552

2 歳出

款		項	金額
1	事業費		451
		1 介護予防サービス事業費	451
2	公債費		1
		1 公債費	1
3	予備費		100
		1 予備費	100
歳出			552

平成26年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成26年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,967千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		5,123
	1 事業収入	5,123
2 県支出金		732
	1 県補助金	732
3 財産収入		12
	1 財産運用収入	12
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入		5,967
合計		5,967

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,580
	1 総務管理費	2,580
2 公債費		3,387
	1 公債費	3,387
歳出		5,967
合計		5,967

平成26年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

平成26年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ567,274千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		522,609
	1 事業収入	522,609
2 繰越金		44,665
	1 繰越金	44,665
歳入 合計		567,274

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 観光交通対策事業費		567,254
	1 管理費	567,254
2 公債費		20
	1 公債費	20
歳出 合計		567,274

平成26年度 伊勢市土地取得特別会計予算

平成26年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ403,610千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 財産収入	1 財産運用収入		2,654
	2 財産売却収入		2,653
2 繰入金	1 基金繰入金		400,954
	1 繰越金		400,954
3 繰越金	1 繰越金		1
	1 繰越金		1
4 諸収入	1 雑入		1
歳入		合計	403,610

2 歳出		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 用地取得事業費	1 管理費		403,610
	2 事業費		2,654
			400,956
歳出		合計	403,610

平成26年度伊勢市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	322 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 78,840 人
	外 来 125,660 人
	健診・ドック 12,051 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 216 人
	外 来 515 人
	健診・ドック 41 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業収益	6,083,749
第1項 医 業 収 益	5,067,703
第2項 健 診 収 益	282,231
第3項 医 業 外 収 益	733,715
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業費用	8,259,377
第1項 医 業 費 用	5,783,549
第2項 健 診 費 用	149,451
第3項 医 業 外 費 用	101,147
第4項 特 別 損 失	2,224,230
第5項 予 備 費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 165,825 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 165,825 千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	580,990
第1項 負 担 金	74,890
第2項 企 業 債	366,900
第3項 寄 附 金	3,000
第4項 出 資 金	75,600
第5項 基 金 繰 入 金	60,600

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 支 出	746,815
第1項 建 設 改 良 費	556,603
第2項 企 業 債 償 還 金	63,512
第3項 投 資	63,100
第4項 基 金 積 立 金	63,600

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新市立伊勢総合病院建設工事設計業務委託	平成27年度	145,900
新市立伊勢総合病院建設地造成工事	平成27年度	333,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械整備事業	140,000	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
新病院建設事業	226,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	3,583,848
(2) 交 際 費	2,000

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。 (単位：千円)

項 目	予 定 額
(1) 病院群輪番制病院運営費補助金	4,155
(2) 経営改善のための補助金	90,000

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は 1,133,267 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	心臓超音波診断装置	一 式
	一般撮影装置	一 式
	麻酔周術期支援システム	一 式
土 地	新市立伊勢総合病院建設事業用地 伊勢市楠部町字奥乙315番1ほか6筆	5,877m ²

平成26年度 伊勢市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	55,855 戸
(2) 総 給 水 量	17,068 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	46,761 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 原水施設更新事業	84,000
イ 配水管・施設新設及び改良事業	979,361
ウ 老朽管更新事業	278,288
エ 加圧施設更新事業	37,000
オ 簡易水道施設更新事業	5,060

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 (単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業収益	3,024,635
第1項 営業収益	2,740,035
第2項 営業外収益	282,457
第3項 簡易水道収益	2,143

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業費用	2,705,193
第1項 営業費用	2,399,975
第2項 営業外費用	186,740
第3項 簡易水道費用	6,129
第4項 特別損失	102,349
第5項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,249,729千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)
(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	495,439
第1項 企 業 債	321,900
第2項 負 担 金	172,523
第3項 寄 附 金 其 他 の 収 入	1,016

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 支 出	1,745,168
第1項 建 設 改 良 費	1,437,298
第2項 償 還 金	307,870

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
上下水道料金システム更新業務	自 平成26年4月 1日 至 平成28年3月31日	35,409
上下水道料金システムデータ抽出業務委託	自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日	400

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	321,900	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金については、そ の融通条件により、 銀行その他の場合 には、その債権者 との協定によるもの とする。 ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借 換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 簡易水道費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	330,420

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,675千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

平成 2 6 年 度 伊 勢 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成 2 6 年 度 伊 勢 市 下 水 道 事 業 会 計 の 予 算 は、 次 に 定 め る と ころ に よ る。

(業 務 の 予 定 量)

第 2 条 業 務 の 予 定 量 は、 次 の と お り と す る。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	1 9, 6 8 1 戸
(2) 総 排 水 量	5, 8 4 4 千 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	1 6, 0 1 2 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 の 概 要	(単 位 千 円)
ア 汚 水 管 渠 敷 設 事 業	2, 0 5 5, 0 5 6
イ 処 理 場 更 新 事 業	5, 0 0 0
ウ 雨 水 管 渠 敷 設 事 業	5 0, 0 0 0
エ 雨 水 管 渠 更 新 事 業	8 8, 1 6 4
オ ポ ン プ 場 築 造 事 業	3 7 2, 8 0 2
カ ポ ン プ 場 更 新 事 業	1 8 1, 0 0 0

(収 益 的 収 入 及 び 支 出)

第 3 条 収 益 的 収 入 及 び 支 出 の 予 定 額 は、 次 の と お り と 定 め る。 (単 位 千 円)

収 入	
款 項	予 定 額
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	3, 9 6 0, 5 5 0
第 1 項 営 業 収 益	1, 1 4 4, 3 7 7
第 2 項 営 業 外 収 益	2, 7 9 7, 4 0 7
第 3 項 特 別 利 益	1 8, 7 6 6

(単 位 千 円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	4, 0 0 2, 4 1 6
第 1 項 営 業 費 用	3, 0 6 9, 6 8 9
第 2 項 営 業 外 費 用	6 3 4, 6 6 7
第 3 項 特 別 損 失	2 9 5, 0 6 0
第 4 項 予 備 費	3, 0 0 0

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,183,199千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	2,747,525
第1項 企 業 債	1,335,400
第2項 負 担 金	322,375
第3項 国 庫 補 助 金	1,089,750

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 支 出	3,930,724
第1項 建 設 改 良 費	2,860,572
第2項 企 業 債 償 還 金	1,066,802
第3項 受 益 者 負 担 金 返 還 金	550
第4項 諸 支 出 金	2,800

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
平成26年度水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金	自 平成27年4月1日 至 平成32年3月31日	254
平成26年度水洗便所等改造資金助成金	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	1,140
平成26年度浄化槽雨水貯留施設転用補助金	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	150
上下水道料金システム更新業務	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	24,976
上下水道料金システムデータ抽出業務委託	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	400
下水道受益者負担金システム更新業務	自 平成26年4月1日 至 平成29年3月31日	41,625
下水道受益者負担金システムデータ抽出業務委託	自 平成26年4月1日 至 平成28年3月31日	2,348
溝口第1排水区溝口第1ポンプ場機械電気設備工事委託	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	340,000
吹上ポンプ場機械設備長寿命化対策工事委託	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	155,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (単位 千円)	起債の 方法	利率	償還の方法
流域関連公共 下水道事業	1,260,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金については、 その融通条件に より、銀行その 他の場合には、 その債権者との 協定によるもの とする。 ただし、財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、又 は繰上償還若し くは低利に借換 えすることができる。
流域下水道事業	75,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	328,184

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、846,438千円である。

平成 26 年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 26 年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。
入居居室数 9 室

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 グループホーム事業収益	37,931 千円
第 1 項 営業収益	34,721 千円
第 2 項 営業外収益	3,210 千円

支 出

第 1 款 グループホーム事業費用	45,003 千円
第 1 項 営業費用	45,002 千円
第 2 項 営業外費用	1 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 資本的収入	4,000 千円
第 1 項 一時借入金	4,000 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	0 円
-------------	-----

(一時借入金)

第 5 条 借入金の限度額は、7,000 千円と定める。

伊勢市上下水道事業告示第7号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第10条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成26年3月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
209	システムショ ップ新田	松阪市大黒田町 671 番地 1	平成26年3月6日

伊勢市公告第 20 号

不動産等の最高価申込者決定の公告

平成 26 年伊勢市公告第 7 号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定したので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 106 条第 2 項の規定により公告します。

平成 26 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

売却区分番号	S25 - 5
公売財産の名称、数量、 性質、所在等	(土地の表示) 所在 伊勢市上地町字奥之浦 地番 958 番 地目 田 地積 3,052 m ²
最高価申込価額	4,220,224 円
最高価申込者の氏名又は名称	中山 幸一
最高価申込者の決定年月日	平成 26 年 3 月 11 日
売却決定の日時	平成 26 年 3 月 18 日 13 時 30 分
売却決定の場所	伊勢市役所総務部収税課

伊勢市公告第 21 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 26 年 3 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 22 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 3 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	二見町松下	雑種	黒茶	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 26 年 3 月 19 日

3 抑留期限 平成 26 年 3 月 25 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課(電話 0596-21-5541)

伊勢保健所 衛生指導課(電話 0596-27-5151)

伊勢市公告第 23 号

伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンを定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）を公表します。

なお、伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 26 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）

次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市情報戦略局企画調整課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 伊勢市二見総合支所地域振興課
- (4) 伊勢市小俣総合支所地域振興課
- (5) 伊勢市御園総合支所地域振興課
- (6) 伊勢市神社支所
- (7) 伊勢市大湊支所
- (8) 伊勢市宮本支所
- (9) 伊勢市浜郷支所

- (10) 伊勢市豊浜支所
- (11) 伊勢市北浜支所
- (12) 伊勢市城田支所
- (13) 伊勢市四郷支所
- (14) 伊勢市沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) 鳥羽市企画財政課
- (21) 志摩市役所 1 階市情報コーナー
- (22) 志摩市企画部企画政策課
- (23) 志摩市志摩支所
- (24) 志摩市大王支所
- (25) 志摩市浜島支所
- (26) 志摩市磯部支所
- (27) 玉城町総務課
- (28) 度会町政策調整室
- (29) 度会町中央公民館
- (30) 大紀町企画調整課
- (31) 大紀町七保支所
- (32) 大紀町柏崎支所
- (33) 大紀町錦支所
- (34) 大紀町大内山支所
- (35) 南伊勢町行政経営課

- (36) 南伊勢町役場南島庁舎 1 階総合窓口
- (37) 南伊勢町宿田曾出張所
- (38) 南伊勢町島津出張所
- (39) 南伊勢町鵜倉出張所
- (40) 南伊勢町中島出張所
- (41) 明和町防災企画課

3 縦覧期間

自 平成 26 年 4 月 1 日（火）
至 平成 26 年 4 月 30 日（水）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 伊勢志摩圏域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町及び明和町により形成される圏域をいう。以下同じ。）内に住所を有する者
- ・ 伊勢志摩圏域内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 伊勢志摩圏域内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 伊勢志摩圏域内に在する学校に在学する者
- ・ 伊勢志摩圏域内の市町に対して納税義務を有するもの
- ・ 上記に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン(案)」に対する意見として、伊勢市情報戦略局企画調整課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市情報戦略局企画調整課 伊勢市役所本館 2 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 企画調整課

ファクシミリ 0596 - 21 - 5522

電子メール kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成26年4月30日(水)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市情報戦略局企画調整課 電話 0596-21-5510

伊勢市公告第 24 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市観光振興基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 26 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市観光振興基本計画（案）
- 2 案の公告日
平成 26 年 1 月 14 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部観光企画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 25 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

岡本町財産区条例第 1 号

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部を改正する条例

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例（昭和61年岡本町財産区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 階大会議室の項中「4,120」を「4,230」に、「7,210」を「7,410」に、「5,150」を「5,290」に、「16,480」を「16,950」に、「1,640」を「1,680」に改め、同表 2 階小会議室の項及び 2 階楓の間の項中「1,540」を「1,580」に、「2,570」を「2,640」に、「2,060」を「2,110」に、「6,180」を「6,350」に、「610」を「620」に改め、同表 2 階鹿の間の項中「510」を「520」に、「820」を「840」に、「720」を「740」に、「2,060」を「2,110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべき使用料について適用し、施行日の前日までに納付すべき使用料については、なお従前の例による。

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

岡本町財産区規則第 1 号

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例施行規則（昭和61年規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表 1 階大会議室の項中「1,540」を「1,580」に、「2,570」を「2,640」に、「2,060」を「2,110」に、「6,180」を「6,350」に、「510」を「520」に改め、同表 2 階小会議室の項及び 2 階楓の間の項中「920」を「940」に、「1,540」を「1,580」に、「1,230」を「1,260」に、「3,700」を「3,800」に改め、同表 2 階鹿の間の項中「610」を「620」に、「1,030」を「1,050」に、「820」を「840」に、「2,470」を「2,540」に改める。

別表 2 の表 拡声装置の項及びカラオケセットの項中「2,060」を「2,110」に改め、同表スクリーンの項中「510」を「520」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべき使用料について適用し、施行日の前日までに納付すべき使用料については、なお従前の例による。

伊勢市監査委員公表第1号

平成25年度定期監査等結果(前期)(指摘事項)に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成26年3月19日

伊勢市監査委員	畑	芳嗣
伊勢市監査委員	浦野	卓久
伊勢市監査委員	吉岡	勝裕

定期監査結果（前期）に対する措置状況

定期監査

【総務部】

所管課等	監査結果（後期）(指摘事項)	措 置 状 況
管財契約課	(1)市庁舎における行為許可にかかる決裁を簡易決裁で処理されているため、適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 平成 25 年 10 月 17 日付けで、伊勢市文書管理規程第 17 条に基づく制定用紙を制定し、起案することとしました。

【情報戦略局】

所管課等	監査結果（後期）(指摘事項)	措 置 状 況
行政経営課	(1)首都圏情報発信事業特命員の日報において抜けているものがあり、また、日報と月報で旅費計算の相違があったため、適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 首都圏情報発信事業特命員の日報については、簿冊を綴じ間違えることのないようにしています。 旅費については、今まで月報に基づき支出していましたが、日報にも旅費を記載しているため、日報と月報を照らし合わせ、記載誤りがないか確認した上で、支出しています。

【環境生活部】

所管課等	監査結果（後期）(指摘事項)	措 置 状 況
市民交流課	(1)事務補助団体の経理において、総収支表の転記誤り、記載漏れ、また収入伝票兼日計表の日付誤りが見受けられた。通帳残高と諸帳簿等の照合検査を担当者以外の職員が定期的実施するなど、適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 3つの事務補助団体の経理状況について、課長が毎月末に通帳残高と帳簿の照合を行い、誤りのないよう努めます。
戸籍住民課	(1)先進地視察の復命書におい	「措置済み」

	<p>て、質問に対する回答が空欄になっているところが多く見られたため、復命書を完成させ視察目的を達成されたい。</p>	<p>再度、先進視察地に連絡し、回答を得て復命書を完成させました。</p>
環境課	<p>(1) 事務補助団体の経理において、支出伺いに支出理由がないもの、検認、検収の印が押されていないものや、総収支一覧の記載と通帳とが一致しない日があるなど不適切な処理が数多く見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。</p> <p>(2) 領収書控が簿冊登録されていないため、文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>ご指摘いただいた点について、支出伺いの様式を統一し、支出理由、検収について適切に行うよう見直しを行いました。今後は、公金に準じた事務処理に努めていきます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>ご指摘のあった事項につきましては、速やかに簿冊登録を行ないました。今後は、文書管理規程に基づき、適正な事務処理に努めていきます。</p>
清掃課	<p>(1) 一般廃棄物収集の伺いで、許可申請日、計量証明書 of 記入者の未記載が散見され、ふれあい収集の伺いでは申請者の誤記入、指定ごみ袋の伺いでは調定決議書が一部見受けられなかったため、適正な事務処理及び帳票の管理をされたい。</p> <p>(2) ごみ集積所補助金において、支払い概算でされているものの、事業完了予定日から何ヶ月も経過しているにもかかわらず、交付確定されていないものが見受けられたため、補助金等交付規則に基づ</p>	<p>「措置済み」</p> <p>一般廃棄物収集運搬業許可申請書の申請日及び一般廃棄物収集運搬業務委託計量証明書の記入者名については、相手方に指導するとともに確認の徹底を行います。ふれあい収集審査会開催起案用紙の誤記入については訂正しました。今後、確認方法を見直し再発防止に努めます。</p> <p>指定ごみ袋の調定決議書については、当該簿冊に綴じ込みました。今後、返却確認を行い再発防止に努めます。</p> <p>「実施中」</p> <p>交付確定するため必要となる実績報告書を速やかに提出するよう催促しています。</p> <p>今後は進捗管理の方法を見直し再発防止に努めます。</p>

	き、適正な事務処理をされたい。	
--	-----------------	--

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（後期）(指摘事項)	措置状況
生活支援課	<p>(1) 事務補助団体の経理において、領収書の金額と出金された金額が合わないもの、領収書の日付が支払伝票の作成日以前になっているものや、支出伝票に領収書が添付されていないものが見受けられた。通帳残高と諸帳簿等の照合検査を担当者以外の職員が定期的を実施するなど、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 郵便切手受払簿の記載誤りにより、残数に相違が見受けられたため、郵券も公金であることを再認識し、適正な管理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>立替をやめるとともに、係において内部牽制を徹底する体制強化と、法令遵守により適正な事務処理をします。</p> <p>「措置済み」</p> <p>郵券は公金であることを再認識し、使用する際には、使用前及び使用後の受払簿と郵券残数の確認を徹底します。また毎月職員が受払簿と郵券残数の確認を行うことにより、適正な管理をします。</p>
こども課	<p>(1) 保育所の主食費において、長期休暇等で返還した分の受領証がないところ、差引簿に預金利息が記載されていないところがあったため、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>主食費を返還した場合においては受領証を徴取するよう改めました。また、預金利息を差引簿に計上し、預金口座と差引簿が合致するよう改めました。</p>
長寿課	<p>(1) 資金前渡支払の精算決議書において、支払日の日付と通帳の出金日に相違があったため、適正な事務処理を望むものである</p>	<p>「実施中」</p> <p>資金前渡支払の精算決議書においての支払日を厳密に把握し、通帳からの出金日と相違がないよう努めています。</p>
障がい福祉課	<p>(1) 施設の運営業務委託の4月から9月までの月次報告書の日付と收受起案の日付に隔たりがあったため、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>委託先の相談支援事業者から提出があった4月から9月までの月次報告書の日付に誤りがあったため、日付の訂正を依頼し</p>

		ました。再提出後は改めて収受起案を行うことで、日付の隔たりを是正しました。
--	--	---------------------------------------

【産業観光部】

所管課等	監査結果（後期）(指摘事項)	措置状況
産業支援課	<p>(1)事務補助団体の収入伝票が見受けられないため、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2)企業立地セミナー報告書の実施報告がなされておらず、また復命書が確認できない出張があったため、早急に作成されたい。</p>	<p>「措置済み」 収入伝票を作成し処理しました。</p> <p>「措置済み」 実施報告書及び復命書を作成し、報告を行いました。</p>
農林水産課	<p>(1)復命書の保存期間が3年になっていたため、文書管理規程に基づき、適正な文書管理をされたい。</p> <p>(2)工事単価見積の見積徴取結果が見積徴取伺いと同じ簿冊に綴られていなかったため、伺いと併せて管理をされたい。</p>	<p>「措置済み」 文書管理規定に基づき保存期間を5年に訂正しました。</p> <p>「措置済み」 見積徴取結果については、それぞれの工事簿冊に綴っていましたが、ご指摘のとおり伺いと合わせて管理することとしました。</p>
観光企画課	<p>(1)会議の議事録及びその送付の決裁がないもの、復命書、支払起案が確認できない出張があるため、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2)部長決裁の必要がある起案が課長決裁となっているものがあるため、事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3)事務補助団体において、支払</p>	<p>「措置済み」 会議の議事録及びその送付の決裁がないもの、復命書、支払起案が確認できない出張については、確認し、是正しました。今後はご指摘を受けることのないよう、適正な事務処理に努めます。</p> <p>「措置済み」 決裁権者が誤っている書類については、事務決裁規程に基づき、適正に処理しました。</p> <p>「措置済み」</p>

	決議書の領収日と通帳の出金日に相違があるため、適正な事務処理をされたい。	立替払のお金の流れを記載しておらず、支払先の領収日と通帳出金日のみの記載となっていました。 そこで、伝票に立替日と立替者氏名を記載するよう是正しました。
観光事業課	<p>(1) 事務補助団体の経理において、伝票、出納帳及び通帳にそれぞれ記載された内容が整合しない、委託業務等の検査、検収調書がない、請書等に収入印紙が貼付されていない、支払伝票に請求書の添付がされていないなど不適切な処理が数多く見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。</p> <p>(2) 県外での奉曳車展示への参加の復命書がなく、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 郵便切手受払簿の様式が規定と異なっていると同時に、記載漏れなどにより残数が一致しないなどの不備が見受けられたため、郵券も公金であることを再認識し、適正な管理をされたい。</p>	<p>「措置済み」 事務補助団体の経理については、公金に準じた事務処理を行うよう改善しました。</p> <p>「措置済み」 規定の書式により復命書を作成し、報告しました。</p> <p>「措置済み」 記載漏れについては、確認の上記入し、規定の様式にて適正に処理を行いました。</p>

【御園総合支所】

所管課等	監査結果(後期)(指摘事項)	措置状況
地域振興課	(1) 庁舎使用料の決裁において、積算根拠が記載されていないものがあつたため、適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 起案決済の伺いに、根拠法令及び積算根拠を加筆しました。

【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
総務課	<p>（１）旅費の支出において、資金前渡で支出されていたもの、旅費の算定で原則勤務公署の最寄りの駅との基準であるにもかかわらず、基準を職員自宅直近の駅から算定されて支出されていたものがあった。資金前渡での支払いは正当な支出行為とは言えず、病院事業会計規程に基づかれ、また、旅費算定においては、市職員等の旅費に関する条例に基づき、根拠及び理由を記載し、いずれも適正な事務処理をされたい。</p> <p>（２）薬品、材料費の支払いが２ヶ月以上遅延して支払いされているものがあるため、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>今回ご指摘の旅費の支出において、資金前渡で支出されていたものにつきまして、旅費は、地方自治法施行令第161条第1項第4号で規定する「給与その他の給付」に該当することから、旅費を資金前渡で支払うことは正当な支出行為であると考えています。今後も病院事業会計規程及び関係法令に基づき、適正な処理を行ってまいります。</p> <p>また、旅費の算定にあつては原則勤務公署の最寄り駅を基準としているところですが、出発時間が勤務開始時間に比して著しく早く、なおかつ所属長が認める場合には、伊勢市職員等の旅費に関する条例第7条ただし書き及び同条例第14条第5項の規定により、自宅最寄り駅からの旅費を支給することとしています。</p> <p>今回、起案文書に根拠及び理由の記載が十分でなかったため、今後、明確に記載します。</p> <p>「措置済み」</p> <p>平成26年度から関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

【農業委員会事務局】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
農業委員会事務局	<p>（１）農地法の申請において委任状の添付がないもの、使用貸借契約の解約届日の記載がないものや、簡易決裁で処理されているものが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>農地法の申請や使用貸借契約の解約届出については、申請書及び届出書の提出があった際に、それぞれ確認のうえ受付を行うようにいたします。</p> <p>また、簡易決裁で処理されている件については、次回報告書から文書管理の決裁で</p>

		処理いたします。
--	--	----------

伊勢市監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、平成 25 年度の定期監査、随時監査及び財政援助団体等に対する監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成 26 年 3 月 28 日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	浦	野	卓久
伊勢市監査委員	吉	岡	勝裕

平成 25 年度

定期監査等結果報告書（後期）

伊 勢 市 監 査 委 員

目 次

定 期 監 査	1 頁
1 実施期間及び対象箇所	1 頁
2 定期監査の対象事務	1 頁
3 監査を実施した監査委員	1 頁
4 監 査 の 方 法	1 頁
5 監 査 の 主 眼	2 頁
6 監 査 の 結 果	2 頁
都 市 整 備 部	3 頁
二 見 総 合 支 所	4 頁
小 俣 総 合 支 所	4 頁
上 下 水 道 部	4 頁
教 育 委 員 会 事 務 局	5 頁
消 防 本 部 (署 ・ 分 署)	6 頁
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	7 頁
7 む す び	7 頁
随 時 監 査 (工 事 監 査)	8 頁
財 政 援 助 団 体 等 監 査	1 4 頁

定期監査(後期)

1 実施期間及び対象箇所 (平成 26 年 1 月 16 日から平成 26 年 2 月 3 日まで)

実施年月日	対 象 箇 所
平成 26 年 1 月 16 日	小俣総合支所地域振興課、生活福祉課、教育総務課
平成 26 年 1 月 17 日	北浜中学校、御園中学校、宮川中学校、厚生小学校
平成 26 年 1 月 21 日	進修小学校、明野小学校、早修小学校
平成 26 年 1 月 22 日	北浜小学校、東大淀小学校、小俣幼稚園
平成 26 年 1 月 24 日	文化振興課、教育研究所、生涯学習・スポーツ課、学校教育課
平成 26 年 1 月 28 日	建築住宅課、用地課、維持課、基盤整備課
平成 26 年 1 月 29 日	都市計画課、監理課、交通政策課、選挙管理委員会事務局
平成 26 年 1 月 30 日	二見総合支所地域振興課、生活福祉課、水道事業、下水道事業
平成 26 年 1 月 31 日	消防本部、度会出張所、二見出張所
平成 26 年 2 月 3 日	上下水道部、都市整備部現地

2 定期監査の対象事務

平成 25 年度(4 月から 9 月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及び)における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項の規定に基づく定期監査を実施した。

なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

3 監査を実施した監査委員

畑 芳 嗣(識見監査委員)
浦 野 卓 久(識見監査委員)
吉 岡 勝 裕(議選監査委員)

4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。

さらに、工事については抽出し、現場において説明を受けた。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されているか、また、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

6 監査の結果

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿いながら、歳入については自主財源の確保に努め、歳出については経費の抑制を図りつつ、おおむね所期の成果を上げられたものと認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりである。監査時に気付いた簡易な事項については、その都度口頭で指摘した。改善を必要とする項目については、是正を指示した。

(全般的共通事項)

(1) 事務事業においては進捗状況を確認し、予算の執行については、関係諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたため、その場において改善するよう指示したところである。それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めるところである。

今後とも市民の求めるニーズを的確に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう期待するものである。

(2) 契約は入札が原則であるが、その例外として随意契約が認められている。このことを踏まえ随意契約に際しては、業務内容を精査するとともに積算根拠を明確にし、その妥当性、価格の適正性、競争入札に付すべきものはないかなど経費の抑制が図られるよう再度検討されたい。

(3) 補助金等事務補助団体の経理事務を規約等に基づき各所属で担当しているものについて、一部不適切な取り扱いが見受けられたため、適正な事務に努められたい。

(4) 公法上の債権及び私法上の債権にかかる滞納については、各部署で縮減に向けて対応に苦慮されているが、財源の確保と市民負担の公平性・公正性の観点から、更に有効な未収金対策に取り組まれるよう望むものである。

(5) 文書事務については、事務執行の起案がないもの、簿冊の保存期間誤りや收受印、決裁印、発送（施行）日漏れなどが見受けられた。また、施行理由や根拠法令等が未記載の起案が見受けられた。さらに簡易でない事案を簡易起案用紙で決裁されているものが散見された。

文書事務は、行政活動の基本的な手段であり、また、情報公開条例に基づく開示請求の対象となることから、職員一人ひとりが、文書管理規程、事務決裁規程、公文例規程

などを再度精読し基本的な知識を身につけ、適正な事務に努められたい。

- (6) 時間外勤務については、遷宮や国政選挙などその対策・対応により、やむを得ず増加したことは理解するが、職員の健康管理及び人件費削減のため、管理職員は業務が特定の職員に偏ることがないように事務分担の平準化を図り、その他の職員は業務の効率化をより一層進めるなど、時間外勤務の削減に努力されたい。
- (7) 研修会、先進地視察等において、復命書や結果報告書の提出がないもの、資料の添付がないもの、鉛筆書きのメモがそのまま残されているものが散見された。体感して得た知識や調査対象者のニーズなどの記録は、新事業の創造や既存事業の見直しに貴重な資料として役立つものと思われるため、適正な事務処理に努められたい。
- (8) 支払事務については、前渡資金の精算処理遅れや現金を長期間保管するなど一部不適切な処理が見受けられたため、事務の迅速化及び公金等の適正な取扱いに努められたい。

(各課・所に関する事項)

都市整備部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 建築住宅課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【交通政策課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体において、市で決裁すべき事案が団体において決裁されているもの、購入伺いのないもの、請求書の宛名が誤っているもの、支払遅延など事務及び経理において不適切な処理が多数見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。

【維持課】

指摘事項

- (1) 委託業務の実績報告書に報告日が記載されておらず受付印の押されていないもの、公園等占用許可において使用料の減免をしているが、その根拠法令等の記載のないものなどが見受けられたため、文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (2) 10万円未満の修繕において工事代金が不適正と思われるものがあり、また、一括発注が可能であるにも関わらず、特命で発注できるように契約額を10万円以下に分割していると思われるものが見受けられた。経費の抑制、価格の妥当性、公正性、事務の効率化を念頭において、契約規則及び平成25年5月28日付け管財契約課長通知の「平成25年度入札・契約制度の改定及び随意契約の取扱いについて(通知)」に基づき、適正な事務処理をされたい。

【建築住宅課】

指摘事項

- (1) 土地賃借料の算定根拠が監査時において確認できないものがあった。契約内容を十分理解して業務に努められたい。
- (2) 住宅使用料及び住宅新築資金等貸付事業において、滞納分を分納しているものについては、分納誓約書を提出させるよう徹底されたい。

意見

- (1) 住宅使用料及び住宅新築資金等貸付事業償還金の収入未済額の解消については、公平負担の観点からも引き続き努力されるよう望むものである。

二見総合支所

地域振興課 生活福祉課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【生活福祉課】

指摘事項

- (1) 二見老人福祉センターの鍵の管理方法に不適切なところが見受けられたため、早急に施設の管理受託者と協議し、鍵の管理には万全を期されたい。
- (2) 老人福祉センター使用料の減免において、伊勢市老人福祉センター条例第10条第4号「市長が特に認める場合」に該当するとしているものがあるが、その理由が未記載であるため、明確な理由を記載し、適正な事務処理をされたい。

小俣総合支所

地域振興課 生活福祉課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

上下水道部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

【水道事業】

意見

- (1) 水道事業の経営に当たっては、配水池や水管橋など主要な水道施設の耐震化補強への対応など取り巻く環境は今後厳しくなることが予想される。現在、比較的小規模な水源地、配水池の施設、設備を休止、停止し、施設等の集約と効率化を進められており、また、配水池や水管橋の耐震化も進められているが、管路についても耐震化計画を策定し、一層の効率化と耐震化を推し進めるとともに、必要な設備投資については計画的に進められたい。
- (2) 水道料金については、利用者負担の公平性及び企業会計の健全性維持の観点からも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。

【下水道事業】

意見

- (1) 下水道事業の普及啓発活動については、「広報いせ」などで広く市民に事業の周知を図るとともに、供用開始済地区の未接続家庭等に接続への理解を得るため努力をされているが、今後もその方策に創意工夫を重ね、下水道事業の促進と接続率の向上が図られるよう努められたい。
- (2) 小俣公共下水道、二見特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業を流域関連公共下水道へ接続した結果、小俣浄化センター、茶屋・西・荘クリーンセンターはその役目を終えるため、その施設及び土地について早期に新たな活用をされるよう望むものである。
- (3) 下水道事業受益者負担金及び下水道使用料については、利用者負担の公平性及び企業会計の健全性維持の観点からも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。

教育委員会事務局

教育総務課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課 文化振興課 教育研究所
各小中学校・幼稚園

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【教育総務課】

指摘事項

- (1) 修繕等において、一括発注が可能であるにも関わらず、特命で発注できるように契約額を10万円以下に分割していると思われるもの及び特定の業者への発注が多数見受けられた。業者選定にあたっては、経費の抑制、価格の妥当性、公正性、事務の効率化を念頭において、特定の業者に偏ることなく、契約規則及び平成25年5月28日付け管財契約課長通知の「平成25年度入札・契約制度の改定及び随意契約の取扱いについて(通知)」に基づき、適正な事務処理をされたい。

【学校教育課】

指摘事項

- (1) 小木教育集会所のネットワーク回線料において、早期の対応を怠ったため、約2ヶ月

分不要な経費を支払っている。契約管理には十分注意を払い、迅速な事務処理をされたい。

- (2) 支払遅延が多数見受けられるため、事務処理方法の見直しを図り、適正な事務処理をされたい。

【生涯学習・スポーツ課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体において、経理簿の未作成、精算遅れ、立替払い、出張日当の過払いなど事務及び経理において不適切な処理が多数見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。
- (2) 研修会、先進地視察などの復命書の未作成が多数見受けられたため、適正な事務処理をされたい。
- (3) 生涯学習センターの使用料減免の決裁が見受けられないため、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 伊勢市新成人のつどい等の業務を実行委員会等へ委託しているが、事務局が同課内にあり実態としては職員が行っている。事務の効率化を考慮に入れ、委託する必要があるのか検討をされるよう望むものである。

【文化振興課】

意見

- (1) 伊勢市美術展覧会の開催業務を実行委員会へ委託しているが、事務局が同課内にあり実態としては職員が行っている。事務の効率化を考慮に入れ、委託する必要があるのか検討をされるよう望むものである。

【教育研究所】

意見

- (1) 歴史資料作成、社会科副読本資料作成及び情報教育研究の業務を委託しているが、委託先の事務局が同所内にあり実態としては職員が行っている。事務の効率化を考慮に入れ、委託する必要があるのか検討をされるよう望むものである。

【各小中学校・幼稚園】

指摘事項

- (1) 帳簿の不備、帳簿と通帳の不一致、現金の長期間にわたる保管、支払遅延、立替払いなど不適正な事務処理が多数見受けられたため、事業別の口座開設及び経理簿の作成とともに、担当者以外の職員が定期的に検査を実施するなど適正な事務処理をされたい。
- (2) 事業等の実施にかかる決裁がないもの、文書管理システムでの起案の対象となる決裁であるにも関わらず、簡易起案用紙で処理されているものが見受けられた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 預かり保育の領収書は、不正防止や書損等の確認を容易にするためにも、通し番号が

印刷されたものの使用を望むものである。

消防本部（署・分署）

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 復命書において、資料の添付がされていないもの、鉛筆書きのメモがそのまま残されているもの、保存年限を誤っているものが見受けられた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (2) 無線機台帳において、平成 24 年 10 月 3 日の定期点検で異常が報告されているが、修理した形跡がなく、平成 25 年度の定期点検でも異常が報告されているものが見受けられた。当然ながら、異常があれば早急に修理整備するべきである。早急に調査し処理をされたい。
- (3) 個人情報データの使用承認にかかる起案において、決裁日と文書発送日が整合しなかったため、適正な事務処理をされたい。

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

7 むすび

本市の財政環境においては、平成 26 年度予算編成についても新病院及び消防本部庁舎の建設、防災関連事業、インフラ整備等の財政需要は拡大の一途を続ける状況にあり、引き続き厳しい財政運営を余儀なくされるものと考えられる。

また、行政運営は度重なる制度改正等から業務が複雑化し、市民ニーズが多様化する中、今まで以上に効率化が求められているところである。

今回の定期監査結果においては、事務処理の全般を通して単純なミスだけにとどまらず、法令等を守らなければならないという職員の意識の希薄さが感じられる事例が多く見受けられた。

本年度、全庁的に会計、文書、契約、財務の事務研修が集中的に実施されたが、その研修で習得した基本的な事務手続きについて、再度職員一人ひとりが根拠法令等を十分に理解し、それぞれが精度の高いチェックを行うことが様々なミスの発生を防ぎ、ひいては経済的な効率化にもつながるものとする。

また、市政においては公平性・透明性に留意し、常にコスト意識を持って最小の経費で最大の効果を挙げられるかを意識しながら、市民の立場に立って日々の事務事業を行っていくことが求められる。

各部局の長におかれては、当該部局に限らず、他の部局の指摘事項、意見も参照し、今一度組織の内部統制について検討され、事務処理の誤りを未然に防止し、適正な執行をする組織づくりに努められるよう強く望むものである。

随時監査（工事監査）

1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対象工事	所管課
平成 26 年 2 月 7 日	エネルギー棟新築工事	管財契約課
	御園 58 号線ほか道路改良工事	基盤整備課

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査

3 監査を実施した監査委員

畑 芳 嗣（識見監査委員）
浦 野 卓 久（識見監査委員）
吉 岡 勝 裕（議選監査委員）

4 監査の方法

平成 25 年度に係る工事のうち、大規模かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は工事について特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人 大阪技術振興協会に技術士の派遣を求め、その技術士が書類審査及び現地調査を実施するとともに、監査委員が技術士に同行して監査を実施した。

5 監査の結果

工事の執行については、契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書については 6 に記載のとおりであるが、内容を十分検討の上、今後とも工事の設計及び施工にあたっては、品質の確保と技術の向

上を図るとともに、経済性、安全性及び環境面に配慮しながら適正な施工管理に努められたい。

また、監査対象外の技術系職員におかれては、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされるよう強く望むものである。

【エネルギー棟新築工事】

意見

- (1) 防災上の重要建物であり、念には念を入れて想定外の事態に備えた配慮も必要と思われる。現計画では2階へ上がるには外側の取り付け階段1ルートしかないが、予測される1～2m以上の大きな津波が襲来した場合などを想定してソフト面での対応策などについても検討しておくなど十二分な配慮を取られたい。
- (2) 設計図面の中に今回の施工には必要でない図面が一部見られるが誤解を生じないように unnecessary な図面には×印を付けるなどして削除することが望ましい。

【御園 58 号線ほか道路改良工事】

意見

- (1) 3～4m といった狭い幅員の道路に擁壁を設置することで道路区域一杯の6m程度の道路に拡幅するものである。今後、沿道土地利用が活発化して建物が増えてくることが想定されるが、電柱などの占用物件について安易に道路敷内に許可して道路の有効幅員を減ずることのないように適切な管理に努められたい。
- (2) 本工事では、地元業者育成の観点から路床造成までとなっており、路盤・表層などの舗装工事は別途発注となっている。
このような発注形態とした場合、道路供用後陥没などの不具合が生じた場合の責任が不明確となることや一括発注と比較して工事費が高額となることが懸念される。
また施工業者側としては土工事から舗装仕上げまでの一貫した技術力の向上を目指す観点からは分割発注はマイナスの問題もあると考えられる。
地元業者育成という命題に答える中で、上記のようなマイナス要因を解消するための発注方策について引き続きご検討をいただきこの問題を克服していただきたい。

6 工事技術調査結果報告書の概要

【エネルギー棟新築工事】

(1) 工事概要

ア	工事場所	伊勢市岩淵1丁目地内		
イ	工事概要	鉄筋コンクリート造2階建て	1階	144.63 m ²
			2階	153.55 m ²
			合計	298.18 m ²
		幹線設備保持用施設(スタンション) 鉄骨造 所要室等		
		1階	駐車スペース	
		2階	事務室・設備機器置場 (受変電・受水槽・消防用水槽・ポンプ)	
		R階	設備機器置場・屋外作業スペース・将来空調室外機置場	
ウ	工事請負業者	吉川建設株式会社		
エ	工事費	設計金額	79,842,000円(税込)	
		契約金額	63,873,600円(税込)	
		落札率	80.0%(対設計金額)	

オ 契約日 平成 25 年 6 月 7 日
カ 工事期間 平成 25 年 6 月 7 日～平成 26 年 2 月 28 日
キ 工事進捗状況(平成 26 年 2 月 7 日現在)
計画出来高 90% 実施出来高 90%

(2) 書類調査における所見

この工事の工事施行伺、設計内訳書などの関係書類については、必要なものが整理保管されていることを確認した。次いで、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工管理等の各段階における技術的事項について調査した。必要に応じてこれらの書類で確認するとともに、疑問点については関係者に補足説明を求めた。

ア 工事着手前における所見

(ア) 調査・計画に関する書類について

この建物は、三重県より発表された東海・東南海・南海 3 連動地震による津波の予測図に基づき、津波による本庁舎の停電予防対策を主目的としてエネルギー棟を市庁舎本館北側に新設し、津波浸水に備えるものである。

(イ) 設計に関する書類について

a 設計内容について

想定される東海・東南海・南海 3 連動地震による津波浸水予測は市役所付近では、1～2m と予測されている。したがって、新設エネルギー棟は地上 2 階建てとし主要施設は 2 階、及び R 階に配置する計画とし、1 階地上部は駐車場として利用することとしている。

この施設の詳細設計は、要件付一般競争入札により 8 社の応札の結果「一級建築士事務所 佐々木設計」が受注している。設計にあたっては風水害、大規模災害時にも損傷することなく、災害対策本部へのエネルギー供給を可能とする施設とするために建物用途係数 1.5 を採用することで耐震性を高めた設計を行っている。

また、この建物建設用地は数年前まで使用されていた浄化槽があった場所であり、現庁舎建設時の地盤調査によると GL から地下 6m 程度に支持層が確認されている。このため、エネルギー棟新設に際して、平均深さ 5.5m まで柱状地盤改良(1000mm 112 本)を行うこととしている。

b 仕様について

工事仕様は建築工事特記仕様書により詳細に規定されており特に問題となる事項は見られない。

c 景観面の配慮

建物側面 2 階部分には受変電などの設備機器が設置されるが、排熱のため壁を設けない構造としている。このため、市役所北側道路からの景観面にも配慮して側面にアルミルーバーを取り付けることで目隠しと排熱効果も確保することとしている。

(ウ) 積算に関する書類について

数量算出は公共建築工事積算基準に準拠して積算しており、単価についても公共の単価、刊行物単価を使用、単価のないものについては 3 社見積もりを徴収し実勢単価を採用するなど適切に行われている。

チェック体制も設計積算担当者以外のものが照査を行うなど適切に対応されて

いる。

(エ) 契約に関する書類について

入札は、要件付一般競争入札で行われ、11社(1社辞退)が参加し、3社同札によるくじ引きにより「吉川建設㈱」が受注した。手続きは、市の規定に基づいたもので適切に処理されている。

また、工事請負契約書、工事履行保障関係書類、現場代理人届けなどの書類も整っており良好であった。

イ 工事着工後における所見

(ア) 施工管理に関する書類について

この工事の施工管理にあたってその一部を施工監理業務として外注しており、要件付一般競争入札により業者を選定している。この業務については9社が応札し7社同額によるくじ引きで「西井設計㈱」が受注している。

この監理委託業務契約書には市の監督員が対応する業務、西井設計㈱が実施する監理業務が明記されている。今回監査にあたっては、工事完了後では履行確認ができない工種についても写真などによる確認点検を行ったが、市の監督職員、監理業務担当者の双方が同時に現場確認を行うとともに、写真による記録を残すなど適正に現場監理がなされていることを確認した。

また、施工請負契約後速やかに吉川建設㈱より「施工計画書」が提出されており、この書類にしたがって施工が行われていることを確認した。特に問題となる点はなく全般的に適切に処理されている。

(イ) 試験・検査等に関する書類について

塗膜防水、浸透吸水防止フッ素樹脂塗装などについても塗布状況の写真記録が残されており、使用数量に関しても空缶確認が適切になされていることを確認した。

また、使用鉄筋や、使用生コンの品質などについても使用材料調書で確認したが適切に処置されているといえる。

(ウ) 工事監督に関する書類について

今後工期末に向けて工程が混み合ってくる中、諸工事の日々の確認事務と併せて書類の整理事務も輻そうしてくると思われるが抜け落ちのないように留意されたい。

(3) 現場施工状況調査における所見

調査時点(平成26年2月7日現在)における出来高は90%となっており、2月末工期に向けて順調に進捗していることが確認できた。

ア 現場施工状況について

R階には将来の空調室外機設置の際の基礎が数列設けられている。この構造物が豪雨時に障害となり排水障害を生じることがないように配慮する必要があるが、現状ではレベリングに十分留意されておりその懸念はないと考えられる。しかし、建物供用後、埃や落ち葉などの飛来により排水口の目詰まりによる帯水も考えられるので日常点検などにも配慮をされたい。

2階部分の柱について任意の箇所で仕上がり寸法を確認したが図面通りに仕上がっており特に問題となる点は見られない。またその柱に関する配筋図とコンクリート打設前の配筋状況写真を点検したが問題となるような点はなかった。

イ 安全管理状況等について

施工場所は、市役所庁舎の北側の市役所敷地内であり仮囲いの中での作業のため一般通行者への影響はほとんど見られない。なお、資材搬入などのため重量車が歩道部を乗り上げて侵入することもあるため、歩道舗装の防護のための覆工鉄板が予防的に設けられており周辺環境にも十分配慮されていることがうかがわれる。

【御園 58 号線ほか道路改良工事】

(1) 工事概要

ア	工事場所	伊勢市御園町小林地内ほか	
イ	工事概要	施工延長	L = 345m
		土工（掘削、床掘）	V = 1,630 m ³
		土工（埋戻し、盛土）	V = 1,330 m ³
		プレキャスト擁壁工（H = 1,000 ~ 1,500）	L = 467m
		排水口（側溝工）	L = 117m
		排水口（管渠工 300、350）	L = 11m
		排水口（集水枘工）	N = 6 基
		プレキャストカルバート工（1600 × 900 × 6500）	N = 1 式
ウ	工事請負業者	有限会社 中広建設	
エ	工事費	設計金額	34,718,250 円（税込）
		契約金額	31,245,900 円（税込）
		落札率	90.0%（対設計金額）
オ	契約日	平成 25 年 11 月 8 日	
カ	工事期間	平成 25 年 11 月 8 日 ~ 平成 26 年 3 月 14 日	
キ	工事進捗状況（平成 26 年 2 月 7 日現在）	計画出来高	65.0%
		実施出来高	80.0%

(2) 書類調査における所見

この工事の工事施行伺、設計内訳書などの関係書類については、必要なものが整理保管されていることを確認した。次いで、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工管理等の各段階における技術的事項について調査した。必要に応じてこれらの書類で確認するとともに、疑問点については関係者に補足説明を求めた。その結果、総括的には全般に良好であると判断できる。

ア 工事着手前における所見

(ア) 調査・計画に関する書類について

当該道路は、伊勢市の観光及び文化施設である山田奉行所記念館へのアクセス道路となっているが、現状幅員が 3 ~ 4m 程度と狭小であり、記念館施設へ来訪する観光バスや生活道路として利用する一般車両の通行に支障をきたしている。

道路区域境界に擁壁を設けて法面を嵩上げすることで道路を 6m 程度に拡幅し、観光バスなどの記念館へのアクセス性を向上するとともに円滑な生活交通の確保を図るものである。

当該道路沿道には田や畑が多くあり、農業用水としての三重県管理の宮川用水管が占用物件として敷設されている。この用水管は道路拡幅に伴い支障となるため、一時休止して撤去する。道路拡幅のための L 型擁壁を設置後、用水管を道路下部に移設復旧し盛土による路体構築を行うように工程調整を行っている。

(イ) 設計に関する書類について

道路構造令による 3 種 5 級の道路に準拠した設計がなされている。

沿道家屋の立地している箇所については、地元協議によりプレキャスト型側溝や

自由勾配側溝、鉄筋コンクリート台付管などを設置している。また、隣接する民地のコンクリートブロック塀に影響を与えないよう 20～30cm 離して側溝を設置するなどの対応も行っている。

設計書については特に問題となるような点は見られない。

また、設計図面についても現場に即した平面図、縦断図、断面図、構造物構造図などが記載されており特に問題となる点は見受けられない。

特記仕様書は統一されたチェックマーク方式によるものであり、施工条件などが明確に示されており特に問題となる点はない。

設計については別途要件付一般競争入札により受注した「(株)和合コンサルタント」が実施しており、その内容に特に問題となる点は見られない。

(ウ) 積算に関する書類について

設計単価表は三重県(H25.8)版を、積算基準は三重県県土整備部(H24.7)版を使用している。また、単価表にないものについては建設物価/積算資料/土木施工単価などを比較し廉価なものを採用している。単価のないものについては3社の見積の最低価格を採用している。この価格に(物価版などに掲載されているものと同等級の資材見積価格/物価版などに掲載されている資材価格)の率を乗じるなどの確に算出されている。全体として適正な積算手順内容であった。

数量算出、設計書の照査などのチェック体制も設計積算担当者以外のものが照査を行うなど適切に対応されている。

(エ) 契約に関する書類について

入札は要件付き一般競争入札として24社の応札により行われ受注者として「(有)中広建設」が決定している。その手続きは市の規定に基づいて適切に処理されており特に問題となる点は見受けられない。

イ 工事着工後における所見

(ア) 施工管理に関する書類について

工事請負契約書、工事履行保証関係書類、現場代理人届などの書類も整備され特に問題は見当たらない。

監督員は現場着手前に施工計画書の提出を求め、内容確認するとともに文書で施工者に回答するなど指示確認が十分にできており良好であると言える。

施工体制体系図、緊急連絡体制図なども適正に作成されている。

請負業者加入保険についても必要にして十分なものに加入しており、特に問題となる点はない。

(イ) 試験・検査等に関する書類について

ここで使用された材料については適切に品質確認がなされており適切に管理されていた。

(ウ) 工事監督に関する書類について

工事履行状況報告書や打ち合わせ簿、指示書などその都度記入して上司に報告し情報共有を図るなど適切な対応がなされている。

(3) 現場施工状況調査における所見

本調査時点における出来高は80%ほどであり、L型擁壁の設置はほぼ完了していた。工区の中央部の交差する水路から南側はL型擁壁の据付が終わり、宮川用水管の据付を待つばかりとなっている。今後用水管の据付が完了すると、直ちに盛土による路体築造

が行われ路床までの仕上げが行われる工程となっており、特に問題となる点は見受けられない。

ア 現場施工状況について

施工体系図等の標識の掲示に関しては、工事現場の直近で公衆の見やすい場所に規定通り掲示されており良好であった。

工期も終わりに近づき工程が過密になってきているが、発注者は受注者との間で情報の収集と共有化を図り手戻りの生じないように配慮されたい。

そのため監督職員はこれまで以上に工程管理に努めて工事進捗を図ってもらいたい。

イ 安全管理状況について

現場は数件の民家のほかは田や畑であり交通量もそれほど多くはないが、歩行者の安全確保はもとより、一般車の交通の円滑化と交通安全に最大限の配慮をお願いしたい。

残り工期も少なくなっているが、無事故無災害で竣工をめざしていただきたい。

財政援助団体等監査

1 実施年月日及び対象団体等

(1) 財政援助団体監査

実施年月日	対象団体(負担金)	所管課
平成26年2月4日	公益社団法人 伊勢市観光協会 (社団法人 伊勢市観光協会負担金)	観光企画課 観光事業課

(2) 公の施設の指定管理者監査

実施年月日	対象団体(施設名)	所管課
平成26年2月5日	伊勢商工会議所 (伊勢市産業支援センター)	産業支援課
平成26年2月6日	F E 住宅管理共同企業体 (伊勢市市営住宅及び伊勢市特定公共賃貸住)	建築住宅課

	宅、伊勢市小集落改良住宅並びに共同施設)	
--	----------------------	--

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査。

3 監査を実施した監査委員

畑 芳 嗣（識見監査委員）
 浦 野 卓 久（識見監査委員）
 吉 岡 勝 裕（議選監査委員）

4 監査の方法

財政援助団体等監査は、財政援助団体等監査実施要領に基づき、平成 24 年度の事務、事業について所管課から資料提出を求め各所属長から説明を受けた。その後現地で団体の担当者から当該財政援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等の説明を受け、出納その他事務の執行について監査を実施した。

5 監査の主眼

財政援助団体等については、出納事務処理は適正に行われているか、目的に沿った事業運営が行われているか等を主に実施した。

また、所管課については、負担金、指定管理料の額の算定、交付手続きや指定管理契約に基づく履行確認等が適正に行われているか、団体への指導監督、履行確認は適切に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の結果

(1) 公益社団法人 伊勢市観光協会

ア 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
観光協会負担金外 18 件	負担金	31,133,258	行政と民間の中間的な立場から、公益的な観光事業を推進する(公社)伊勢市観光協会とタイアップすることにより、独自性豊かな事業推進が図られ、また行政との協働事業として柔軟な観光施策を展開する。

イ 所見

本年度実施した監査は、平成 24 年度中に伊勢市が財政的援助を行っている負担金について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、事業目的に沿って事業が執行されていると認められた。

しかしながら、財務に関する事務については、適正に欠く杜撰な事務処理が多数見受

けられた。また、その会計処理の質疑応答において的確な説明がなされず、関係諸帳簿、証書類等の提示や不明瞭な説明にも時間を費やしたため、当日の監査は保留とし、日を改めて説明を求めるといふ誠に遺憾な対応であった。このような理由から適正に執行されたとは認められない。

厳しい市財政事情にある中で、市民の貴重な税金をこの負担金に充てていることを真摯に受けとめ、公金投入の認識と緊張感を持ち、現行の会計事務を省みて早急に善処措置を講じられたい。また、この検証をいずれかの時期に実施することも付言する。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

- (ア) 団体への指導監督にあたっては、常に適正な公金支出を念頭に入れ、その支出については、団体に関する法令や会計経理の精通に努め、経理簿、預金通帳、支出伺い等の帳簿類を検査し、不適正な事項について指導を行うなど、随時、実施状況の調査、指示等を実施されたい。
- (イ) 負担金については、団体と協議し精査され、両課の連絡調整も行われているが、請求金額の妥当性、有効性、経済性などの調査や検証を実施されたい。

【公益社団法人 伊勢市観光協会】

指摘事項

- (ア) 会計事務については、平成 23 年度決算において未計上の預金通帳を平成 24 年度決算にて相手科目を雑収入として一括計上している。このような会計処理は不自然であり、決算期において預金残高と預金通帳が符合されるよう適正な事務執行をされたい。
- (イ) 会計処理を特定の職員のみ任しているうえ、伝票等の決裁にチェック機能が果たされていないように見受けられた。会計処理を適正に行うため、伝票等を担当者以外の職員がその都度検認し、責任者が最終チェックを行うとともに、定期的な関係諸帳簿の検査をするなどチェック機能の精度を高められるよう、早急に会計処理体制を確立されたい。
- (ウ) 事業別に通帳が多数存在するが、煩雑な事務処理を招き、出納処理の誤りの要因となるため、通帳の整理を行い、適正かつ効率的な会計事務に努められたい。
- (エ) 事業実施に当たっては、事業効果を計るためのアンケート調査等を実施し、事業の課題や問題点を見出しながら、事業の見直しや創意工夫を検討されたい。

(2) 伊勢商工会議所

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市産業支援センター

指定期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

指定管理料：222,058,350 円以内（指定期間における指定管理料の総額）

” : 43,573,950 円 (平成 24 年度分)

イ 事業実績について

収支計算書 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

(単位: 円)

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支出		収入	
人件費	33,782,530	指定管理料	43,573,950
施設管理費	6,384,659	利用料	888,900
事業費	2,556,537	雑収入	900,314
		自主事業	215,770
		補助金	200,000
		負担金	159,250
支出計	42,723,726	収入計	45,938,184
収支差額		3,214,458	

ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成 24 年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

(ア) 毎月及び四半期毎の業務報告書が期限内に提出されておらず、また報告日が記載されていないもの、收受印の押されていないものが多数見受けられたため、団体へ提出期限を遵守するよう指導するとともに、文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

【伊勢市産業支援センター】

指摘事項

(ア) 仕様書に災害時の安全確保として、危機管理体制を築くとともに、対応マニュアルを作成し災害時の対応について随時訓練を行うことと規定されているが、マニュアルが未作成で訓練も実施されていないため、速やかに作成及び実施され、災害発生時の対応には万全を期されたい。

(イ) 支出科目の誤りが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。

(3) F E 住宅管理共同企業体

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市市営住宅及び伊勢市特定公共賃貸住宅、伊勢市小集落改良住宅並びに共同施設

指定期間：平成 24 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

指定管理料：375,072,000 円以内（指定期間における指定管理料の総額）

” : 21,217,818 円（平成 24 年度分）

イ 事業実績について

収支計算書（自 平成 24 年 10 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日）

（単位：円）

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支出		収入	
管理関係経費		指定管理料	21,217,818
人件費	9,441,000	預金利子	219
一般管理費	1,175,116	その他	0
事務費	4,791,609		
施設賠償責任保険料	179,310		
維持・修繕関係経費			
環境整備費	183,750		
維持・点検費	1,205,970		
（精算項目）			
修繕工事費	3,440,462		
補修工事費	1,754,732		
災害復旧緊急措置費	666,624		
支出計	22,838,573	収入計	21,218,037
収支差額			1,620,536

ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成 24 年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

（ア）指定管理者への指導監督にあたっては、毎月の管理業務進捗報告書の書類検査だけにとどまらず、基本協定書第 30 条第 2 号に基づき、随時、実施状況の調査、指示等を実施されるよう努められたい。

【F E 住宅管理共同企業体】

指摘事項

- (ア)基本協定書第 10 条において、管理業務に係る情報公開に関し規程を整備するよう定められているが、未整備であるため、速やかに整備されたい。

- (イ)基本協定書第 20 条第 2 号において、備品（種）は、購入又は調達後直ちに書面により市に報告するよう規定されているが、年度終了後に提出された管理業務実績報告書で一括して報告されていた。基本協定書に基づき、適切に処理されたい。

- (ウ)支払事務において、請求書等がないもの、郵券の受払簿が作成されていないなど一部不適切な処理が見受けられたため、適正な事務処理をされたい。

- (エ)鍵持ち出し簿に返却日時の未記載が見受けられた。鍵の盗難及び紛失を防止するため鍵の保管記録には万全を期されたい。